

# 令和4年第1回定例会

## 新十津川町議会定例会会議録

令和4年3月9日 開会

令和4年3月18日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

# 令和4年第1回新十津川町議会定例会

令和4年3月9日（水曜日）

午前10時開会

## ◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
  - 1) 事務報告
  - 2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
  - 3) 例月現金出納検査結果報告
  - 4) 一部事務組合議会報告
  - 5) 議員研修報告
- 第5 行政報告
- 第6 教育行政報告
- 第7 議案第4号 新十津川町定住促進条例の一部改正について  
（内容説明まで）
- 第8 議案第5号 新十津川町住宅改修促進条例の一部改正について  
（内容説明まで）
- 第9 議案第6号 新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正について  
（内容説明まで）
- 第10 議案第7号 令和3年度新十津川町一般会計補正予算（第10号）  
（内容説明まで）
- 第11 議案第8号 令和3年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
（内容説明まで）
- 第12 議案第9号 令和3年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
（内容説明まで）
- 第13 議案第10号 令和3年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
（内容説明まで）
- 第14 議案第11号 令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
（内容説明まで）

## ◎出席議員（10名）

- |    |        |    |        |
|----|--------|----|--------|
| 2番 | 村井利行君  | 3番 | 進藤久美子君 |
| 4番 | 鈴井康裕君  | 5番 | 小玉博崇君  |
| 6番 | 杉本初美君  | 7番 | 西内陽美君  |
| 8番 | 長谷川秀樹君 | 9番 | 長名實君   |

10番 安 中 経 人 君

11番 笹 木 正 文 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊 田 義 信 君
副町長	小 林 透 君
教育長	久保田 純 史 君
代表監査委員	岩 井 良 道 君
監査委員	奥 芝 理 郎 君
会計管理者	内 田 充 君
総務課長	寺 田 佳 正 君
住民課長	長 島 史 和 君
保健福祉課長	坂 下 佳 則 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小 松 敬 典 君
建設課長	谷 口 秀 樹 君
教育委員会事務局長	鎌 田 章 宏 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	窪 田 謙 治 君
--------	-----------

---

### ◎開会の宣告

○議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。新型コロナウイルスの感染拡大は、なかなか収まらない状態が続いております。本町においても、この数週間で多くの方が感染し、公共施設の休館や行事の中止といった対応をとっており、本定例会も昨年9月以来となる傍聴席の制限を行っております。マスクの着用や手指の消毒など、基本的な感染症対策を継続しながら、議会の役割を果たすべく取り組んで参りますので、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、定例会の初日は町民憲章を朗読するのが通例でございますが、これを割愛いたしまして、ただいまから令和4年第1回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） ただいま出席している議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、2番、村井利行君。3番、進藤久美子君。兩名を指名いたします。

---

### ◎議会運営委員長報告

○議長（笹木正文君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

報告を求めます。

西内議会運営委員長。

〔議会運営委員長 西内陽美君登壇〕

○議会運営委員長（西内陽美君） おはようございます。議長のご指示がございましたので、議会運営委員会報告を行います。

日時は、令和4年3月4日金曜日、午前10時から午後0時10分まで。場所は、役場3階委員会室でございます。出席者は記載のとおりでございます。説明員といたしまして、小林副町長、寺田総務課長のご出席をいただきました。

協議結果でございます。

（1）令和4年第1回町議会定例会の会期は、3月9日水曜日から3月18日金曜日までの10日間といたしたいとするものでございます。

（2）日程につきましては、裏面に記載のとおり執り進めるものでございます。

（3）付議案件は、令和3年度に係る条例の一部改正3件、令和4年度に係る条例の一

部改正7件、令和3年度会計補正予算5件、令和4年度会計予算5件、指定管理者の指定1件、工事請負契約の締結2件の計23件である旨、総務課長から説明を受けてございます。

(4) 令和4年度予算に関連する条例の一部改正案及び令和4年度各会計予算案の審議につきましては、議長を除く議員9名による予算審査特別委員会を設置して行うものでございます。

(5) 一般質問の通告は、1人から1件受理してございます。

(6) 定例会における新型コロナウイルス感染症予防対策につきましては、令和3年第3回町議会定例会に準じて実施することにいたしました。

(7) 請願、陳情等の受理状況につきましては、3月4日現在、請願1件、陳情1件を受理している旨、議会事務局長から報告を受けてございます。

以上を申し上げまして、議会運営委員会報告を終わります。議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（笹木正文君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

---

#### ◎会期の決定

○議長（笹木正文君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、先ほど議会運営委員長報告のとおり、本日から3月18日までの10日間といたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月18日までの10日間に決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（笹木正文君） 日程第4、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査審査報告、3番の例月現金出納検査結果報告につきましても、お手元の配付のとおりでございます。

次に、4番の一部事務組合議会報告ですが、西空知広域水道企業団議会、中空知広域市町村圏組合議会、滝川地区広域消防事務組合議会、石狩川流域下水道組合議会、中空知衛生施設組合議会、空知教育センター組合議会、空知中部広域連合議会及び中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告は、お手元に配付のとおり出席議員から報告書が提出され、資料が所定の棚に保管されていることから、それを報告に代えさせていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、5番の議員研修報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

---

#### ◎行政報告

○議長（笹木正文君） 日程第5、行政報告を行います。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、令和3年第4回定例会以降における行政報告をさせていただきます。

お手元に資料を配付してございますので、主だったもの、さらに口頭で加えたいことを中心にお話をさせていただきます。

まず、表彰の関係でございます。

1月27日、亡き井向一徳町議会議員の生前のお礼として、町の方に多額のご寄附を頂きました井向久美子様、新十津川町表彰条例に基づき感謝状を贈呈させていただきました。

次に、ここに掲載されておられませんけれども、口頭で付け加えさせていただきます。

議員各位も新聞等でご承知おきのことと存じますが、本町の応援大使第1号であられました作家の西村京太郎様が、今年3日ご逝去されました。先生は、トラベルミステリーのジャンルを開拓し、多くの推理小説を世に送り出しました。中でも、テレビドラマ化された十津川警部シリーズでは、本町を舞台とした「札沼線の愛と死 新十津川町に行く」を発刊、駅をはじめとして町内の観光施設、飲食店などを登場させていただくなど、心温まる配慮をいただいたところでございます。神奈川県湯河原にある自宅の隣にあります西村京太郎記念館に本町パンフレットを置いていただくなど、広く本町を全国にPRをしていただいております。

改めて、ご生前のご厚情に深く感謝するとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

次に、第6次総合計画の関係でございます。

1月7日議会全員協議会においてご承認を賜り、10年後の目指すべき町の将来像やまちづくりの目標を定めた計画がまとまりましたので、4月に概要版を町内全戸に配布をするとともに、ホームページ等で公表をしております。

まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましても、令和4年4月からの計画として策定をさせていただきました。

2ページになりますが、消防の関係であります。

3月1日に消防団第3分団の消防ポンプ自動車3台が納車され更新をさせていただきました。住民課の関係でございます。

人口動態をお知らせしたいと思います。

令和3年1月から12月の1年間の人口動態をみますと、自然動態では出生数が41人、死亡者数が93人で52人の減少となりました。社会動態では転入者が210人、転出者は199人で11人増、3年連続の社会増となったところであります。令和3年全体では、41人の人口減少となったところでございます。

交通安全の関係であります。4ページの3行目から触れたいと思います。

令和4年2月4日に不幸にも交通事故死が発生をし、以降2月28日現在で交通事故死ゼロが23日となりました。

なお、今回の交通死亡事故死の現場におきましては、2月14日に滝川警察署、開発局、役場など関係部署が参加をし、道路環境を確認した上で、再発防止について意見交換を行ったところでございます。今後におきましても関係団体と連携をし、一層の交通安全の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、保健福祉課の関係であります。10ページまでいっていただきたいと思っております。

ここに、新型コロナウイルス感染症対策のことを記載してございますが、このほか口頭

で説明をさせていただきたいと思います。

コロナワクチンの第3回目の接種状況について報告をさせていただきたいと思います。

このワクチンの接種につきましては、第1回目の接種と同様に、医療、介護従事者並びに施設入所者の接種から始めたところでございます。現在は、65歳以上の方に第3回目の接種を勧めておまして、3月6日現在で対象者の約半数の1,351の方に接種券を送付、そのうち予約された方は1,031人で、予約率は76.3パーセントであります。接種は、2月28日から町内の2医療機関の協力の下に行われおり、434の方が接種済みの状況であります。18歳以上の3回目の接種は、先ほど申し上げました医療従事者などを含めると1,023人となっております、全体の接種率は18.3パーセントであります。

なお、5歳から11歳までの小児接種の件であります。保護者や子どもの不安を払しょくするとともに、安全な環境での接種体制を整えるべく、滝川保健所並びに近隣市町と連携、協力をしながら、保健福祉課長を中心とする担当職員が粘り強く幾度となく協議を重ねた結果、最終的には砂川市立病院の協力を得て、小児科の先生が安心をして接種をする体制が整ったところでございます。すでに対象者に接種券353枚を発送されており、3月6日現在で90の方が予約済みとなっております、3月22日から始まる接種と順調に進んで行くこととなっていることを報告として付け加えさせていただきます。

次に、11ページ、産業振興課の関係であります。

令和4年産米生産の目安でありますけれども、本町に示された令和4年産主食用米の生産の目安は、面積換算値で3,103ヘクタールであり、令和3年産と比較をすると430ヘクタールの減少となっております。

次に、12ページになります。

有害鳥獣駆除対策であります。

アライグマ対策の普及啓発事業として、各地区での捕獲状況や今後のアライグマ対策について地域での認識を深めてもらうことを目的に、1月25日は大和地区、2月1日は花月地区でアライグマ対策地域検討会を開催いたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から開催できなかつた総進地区と学園、吉野地区では、回覧板による資料の回覧を行いました。

また、2月25日に予定をしておりました町全体のアライグマ対策検討会につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催できませんでしたので、町内の捕獲協力者や管内の市町に対し、町内で実施をした北海道立総合研究機構の取組や北海道のアライグマの生態調査に関する報告書、また、本町の取組がわかる資料などを合わせて送付をさせていただいたところでございます。

次に、建設課の関係であります。15ページをお開き願います。

冬期除排雪の関係でありますけれども、今シーズンは例年と比較し降雪量が多く、本町の2月28日現在における除雪センターで計測をした降雪量は756センチメートルで、平均より61センチメートル多く、また、積雪深は116センチメートルで平均より19センチメートル高くなっております。

今シーズンの除雪作業は、11月25日の一斉出動以降32回で平均より2回の増となっております。排雪作業も2回目を終了をしております。

以上を申し上げ、令和3年第4回定例会以降の行政報告とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

◎教育行政報告

○議長（笹木正文君） 日程第6、教育行政報告を行います。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、令和3年第4回定例会以降における教育行政報告を申し上げます。

お手元の教育行政報告により主なものを申し上げます。

最初に教育委員会の関係ですが、12月の町議会定例会以降、教育委員会定例会を3回、臨時会1回を開催いたしました。

2月8日開催の定例会におきまして、報告第7号では、令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について報告いたしました。この調査は、毎年小学5年生と中学2年生を対象に、7月末までに50メートル走など8項目の実技を行うものでございまして、小学5年男子は、握力、ソフトボール投げなど6種目で全国を上回り、また、女子は、反復横跳び、20メートルシャトルランなど4項目で全国を上回る結果となりました。中学2年生は、男子がすべての項目で全国平均を下回り、女子は、長座体前屈、立ち幅跳びなど4種目が全国平均を上回る結果となりました。

また、議案第1号では、新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正案について審議し、本町議会定例会に上程することについて同意をいただきました。

次に、総合教育会議ですが、町長主宰の総合教育会議が2月8日に開催され、教育委員とともに出席いたしました。

新十津川町教育目標の実現を図るため、令和4年度から推進する第6次総合計画の教育文化の振興に関する施策を踏まえた第2期教育の振興に関する施策の大綱案及び令和4年度における重点施策案について協議し、承認されました。

次に、小中学校関係ですが、2ページをお開き願います。

令和4年度小中学校学級編成見込みでございまして、普通学級は小中学校とも1学年2クラスとなり、特別支援学級は、小学校におきまして情緒学級が現在の1学級から1学級更に増えまして2学級となり、合計6学級となります。

小学校の行事等ですが、2月1日に新入学児童一日体験入学を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染防止のため中止いたしました。

なお、入学予定者は、現在のところ61人を予定しておきまして、昨年の60人より1人多い状況でございます。

また、中学校では、3月の3、4日の両日、北海道立高等学校入学者選抜学力検査が行われました。受験した高校につきましては、3ページの表のとおりでございますが、空知北学区内の受験校につきましては、新十津川農業2人、滝川17人、滝川西22人、滝川工業1人、奈井江商業1人、砂川6人の49人、空知北学区以外につきましては、私立高校を含めて11人の受験となっております。なお、合格発表は16日に行われます。

4ページをお開き願います。

新十津川農業高校の関係でございまして、3月1日に第70回卒業証書授与式が厳粛な中



に執行され31人が卒業をされました。うち新十津川中学校出身者は8人でした。

卒業生の進路の状況であります。進学が9人、就職等が21人となっており、決定率97パーセントとなっております。

次に、令和4年度入学出願状況についてでございますが、新十津川農業高校におきましては40人定員のところ、32人が受験しております。倍率は0.8倍となっております。昨年の受験者は15人でしたので、昨年より17人増となっております。

次に、給食センター関係でございます。

給食センターに1月27日に雨竜町より令和3年産米なつぼし1,400キログラムを寄贈して頂きました。また、地産地消推進事業として、昨日、新十津川町産牛肉を使用した焼肉丼719食を小学校、中学校、農業高校へ学校給食として提供いたしました。幼稚園につきましては、行事の都合により延期しております。3月14日に201食提供する予定になってございます。

続きまして、社会教育の関係でございます。

コロナ禍により昨年度実施できませんでした子ども会育成者連絡協議会主催による第43回全町子どもかるた大会が1月10日スポーツセンターで開催されました。子ども会員17チーム、58人が参加し、小学生低学年は花月チーム、高学年は青葉チーム、中学生は文京区チームがそれぞれ優勝いたしました。

なお、本町で開催予定の空知大会は、新型コロナウイルス感染防止のため中止となりました。

6ページをお開き願います。

成人式でございますが、1月9日にゆめりあで成人式を挙行いたしました。議員各位のほかご来賓の祝福をいただき、出席した44人は、夢を抱き、大人として新たなスタートを切りました。

以上をもちまして、令和3年第4回定例会以降における教育行政報告とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第7、議案第4号、新十津川町定住促進条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第4号、新十津川町定住促進条例の一部改正について。

新十津川町定住促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響による木材価格高騰の長期化が見込まれることから、この条例の有効期限を延長し、定住の機会を確保するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を加えます。新旧対照表も併せてご参照願います。

提案理由のとおり、この新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、この期限立法であります附則第2項中の令和5年3月31日を1年延長し、令和6年3月31日まで延長するものでございます。

以上、提案理由と内容の説明といたします。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第4号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第5号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第8、議案第5号、新十津川町住宅改修促進条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第5号、新十津川町住宅改修促進条例の一部改正について。

新十津川町住宅改修促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響による住宅設備に係る部品供給の延滞の長期化が見込まれることから、この条例の有効期限を延長し、居住環境等の向上の機会を確保するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。新旧対照表も併せてご参照願います。

前議案と同様に、附則第2項中、令和5年3月31日までの期限を令和6年3月31日まで1年延長するものでございます。

以上、提案理由と内容の説明といたします。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第5号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第6号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第9、議案第6号、新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第6号、新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正について。

新十津川町奨学金等貸付条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

新型コロナウイルス感染症の感染の収束が見込めないことから、奨学生又はその保護者への経済的影響を考慮し、奨学金の限度額を増額する特例措置の期間を延長するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。新旧対照表も併せてご参照願います。

この議案につきましても、提案理由のとおり、時限立法による期限を1年延長するものでございまして、附則第3項中、令和4年3月を令和5年3月に改めるものでございます。

以上、提案理由と内容の説明といたします。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第6号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第10、議案第7号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算第10号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第7号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算第10号。

令和3年度新十津川町一般会計補正予算第10号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,949万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億1,683万8千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

継続費の補正。

第2条、継続費の変更は、第2表継続費補正による。

繰越明許費の補正。

第3条、繰越明許費の追加は、第3表繰越明許費補正による。

債務負担行為の補正。

第4条、債務負担行為の追加は、第4表債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第5条、地方債の追加、変更及び廃止は、第5表地方債補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました議案第7号、令和3年度新十津川町

一般会計補正予算第10号につきまして、内容の説明を申し上げます。

16ページ、17ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。

総括、歳入。

1 款、町税。補正額4,980万4千円の増額で、内訳は、町民税で3,750万円、固定資産税で958万6千円、軽自動車税で93万円、町たばこ税で178万円の増額でございます。計5億9,359万4千円。

2 款、地方譲与税。補正額185万6千円の減額で交付税額の確定によるものでございます。計1億915万6千円。

6 款、法人事業税交付金。補正額270万円の増額で交付額確定によるものでございます。計360万円。

9 款、国有提供施設等所在市町村助成交付金。補正額5万6千円の増額で交付額確定によるものでございます。計35万6千円。

10 款、地方特例交付金。補正額1,016万7千円の増額で交付額確定によるものでございます。計1,516万7千円。

11 款、地方交付税。補正額4億7,892万円の増額で交付額確定によるものでございます。計34億1,392万円。

13 款、分担金及び負担金。補正額396万7千円の減額で、内訳は、30ページ、31ページのとおりでございます。計5,188万8千円。

14 款、使用料及び手数料。補正額75万9千円の減額で、内訳は、32ページ、33ページのとおりでございます。計1億2,132万2千円。

15 款、国庫支出金。補正額856万8千円の減額で、内訳につきましては、34ページから37ページのとおりでございます。計7億8,144万9千円。

16 款、道支出金。補正額953万3千円の増額で、内訳は、38ページから41ページのとおりでございます。計5億4,951万4千円。

17 款、財産収入。補正額2,009万7千円の増額で、内訳は、42ページ、43ページのとおりでございます。計5,176万6千円。

18 款、寄附金。補正額3,987万円の減額は、ふるさと応援寄付金4,000万円の減額、教育振興寄附金13万円の増額によるものでございます。計1億1,013万1千円。

19 款、繰入金。補正額4億5,991万8千円の減額で財源調整によるものでございます。計3億7,174万2千円。

20 款、繰越金。補正額5,553万2千円の増額、計1億2,000万円。

21 款、諸収入。補正額781万2千円の減額で、51ページから55ページのとおりでございます。計3億7,889万6千円。

22 款、町債。補正額1,543万7千円の増額で、56ページから59ページのとおりでございます。計9億1,233万7千円。

歳入合計、補正額1億1,949万6千円の増額、計77億1,683万8千円となります。

続きまして、歳出でございます。

1 款、議会費。補正額192万3千円の減額、計5,412万8千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

2 款、総務費。補正額 1 億5,175万 6 千円の減額、計11億4,394万 9 千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金414万 1 千円、地方債5,340万円、その他 1 億2,101万 8 千円の減額、一般財源は8,827万 9 千円の減額でございます。

3 款、民生費。補正額 1 億8,851万 9 千円、計13億7,839万 2 千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金1,483万 6 千円の減額、地方債400万円、その他8,762万 5 千円の減額、一般財源 2 億8,698万円でございます。

4 款、衛生費。補正額3,585万 8 千円の減額、計 5 億5,279万 8 千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金1,190万 5 千円の減額、地方債110万円、その他3,526万 5 千円の減額、一般財源は1,021万 2 千円でございます。

6 款、農林水産業費。補正額2,785万 9 千円の減額、計 5 億3,073万 1 千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金351万 1 千円の減額、地方債150万円の減額、その他1,394万 4 千円の減額、一般財源890万 4 千円の減額でございます。

7 款、商工費。補正額3,005万 8 千円の減額、計 3 億6,105万 9 千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金305万円の減額、地方債1,430万円の減額、その他2,155万 2 千円の減額、一般財源は884万 4 千円でございます。

8 款、土木費。補正額2,214万 6 千円の減額、計 9 億54万 9 千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金1,583万 8 千円、地方債1,730万円の減額、その他3,517万 4 千円の減額、一般財源は1,449万円でございます。

9 款、消防費。補正額110万 3 千円、計 2 億7,411万 6 千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金1,594万 8 千円、地方債30万円の減額、一般財源は1,454万 5 千円の減額でございます。

10款、教育費。補正額4,019万円の減額、計 5 億8,292万 2 千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金199万 2 千円の減額、地方債4,360万円、その他 1 億3,296万 3 千円の減額、一般財源5,116万 5 千円でございます。

11款、災害復旧費。補正額はございませんが200万円の財源更正を行ってございます。

12款、公債費。補正額 2 億6,892万 7 千円、計10億9,162万 7 千円。財源内訳は、特定財源でその他345万 4 千円の減額、一般財源 2 億7,238万 1 千円でございます。

13款、職員費。補正額2,926万 3 千円の減額、計 8 億793万 7 千円。財源内訳は、一般財源2,926万 3 千円の減額でございます。

歳出合計、補正額 1 億1,949万 6 千円、計77億1,683万 8 千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金63万 3 千円、地方債6,670万円、その他 4 億5,099万 5 千円の減額、一般財源は 5 億315万 8 千円でございます。

13ページにお戻り願いたいと思います。

第 2 表で継続費補正についてご説明を申し上げます。

変更でございます。

款、2 款総務費、項、1 項総務管理費、事業名、庁舎建設事業（外構工事その 2）。

変更のある部分について申し上げます。

補正前年度及び年割額、令和 3 年度、2,915万円、令和 4 年度、4,372万 5 千円。補正後年度及び年割額、令和 3 年度、0 円、令和 4 年度、7,287万 5 千円。これは、事業者からの前払い金の希望がなかったことによる変更でございます。

次、款、8款土木費、項、4項都市計画費、事業名、都市計画マスタープラン見直し業務。

変更のある部分のみ申し上げます。

補正前総額742万5千万円、年度及び年割額、令和3年度、451万円、令和4年度、291万5千円。補正後総額679万8千円、年度及び年割額、令和3年度、412万5千円、令和4年度、267万3千円。これは、実績に基づく変更でございます。

次、款、10款教育費、項、4項社会教育費、事業名、農村環境改善センター改修事業。

変更のある部分について申し上げます。

補正前年度及び年割額、令和3年度、1億1,300万1千円、令和4年度、2億4,538万1千円。補正後年度及び年割額、令和3年度、1億1,183万7千円、令和4年度、2億4,654万5千円。これは、実績に基づく変更でございます。

続きまして、第3表で繰越明許費補正についてご説明申し上げます。

追加でございます。

款、2款総務費、項、3項戸籍住民登録費、事業名、総合行政システム管理事業、金額937万円。これは、新型コロナの影響で電子機器の調達に遅延が見込まれることから、本年度中に発注等を行い、新年度中の運用開始を確保するため繰越明許費補正を行うものでございます。

次、款、8款土木費、項、1項土木管理費、事業名、農業集落排水事業特別会計繰出金、金額7万円。これは、令和3年第4回定例会において農業集落排水事業特別会計で繰越明許費補正をいたしました花月処理場機能強化工事に係る一般財源分の繰出金を繰越明許費補正するものでございます。

次、款、8款土木費、項、4項都市計画費、事業名、下水道事業特別会計繰出金、金額27万4千円。これは、下水道事業特別会計で繰越明許費補正します新十津川駅跡地整備事業での下水道工事に係る一般財源分の繰出金25万8千円と、石狩川流域下水道建設負担金1万6千円を一般財源分繰出金として繰越明許費補正するものでございます。

次、款、8款土木費、項、4項都市計画費、事業名、新十津川駅跡地整備事業、金額2,500万円。これは、新十津川駅跡地整備事業に係る社会資本整備総合交付金の年度間調整により当該事業費を繰越明許費補正するものでございます。

次、款、9款消防費、項、1項消防費、事業名、農業用排水施設管理事業、金額2,264万円。これは、当該事業に係る農業水路等長寿命化防災減災事業補助金の追加交付があったことから当該事業費を繰越明許費補正するものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開き願います。

第4表で債務負担行為補正についてご説明をいたします。

追加でございます。

事項、交流促進施設等管理業務（令和4年度から令和8年度まで）。期間、令和3年度から令和8年度まで。限度額、交流促進施設等の管理に係る指定管理者との協定に基づく額。これは、議案第24号で上程いただいております指定管理者の指定に係る委託料を債務負担行為補正するものでございます。

なお、指定管理期間は令和4年度から5年間ですが、指定管理者との基本協定を締結するのが本年度中であることから期間を令和3年度からとさせていただきます。

次、第5表で地方債補正についてご説明をいたします。

追加でございます。

起債の目的、防災拠点Wi-Fi整備事業債。限度額200万円、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

次に、変更でございます。変更のある部分について申し上げます。

起債の目的、庁舎建設事業債。補正前限度額2億2,610万円、補正後限度額2億5,200万円。

次、起債の目的、消防庁舎建設事業債。補正前限度額4,660万円、補正後限度4,110万円。

次、起債の目的、火葬施設整備事業債。補正前限度額1,510万円、補正後限度1,280万円。

次、起債の目的、ごみ処理施設整備事業債。補正前限度額910万円、補正後限度960万円。

次、起債の目的、ふるさと公園再整備事業債。補正前限度額1億1,270万円、補正後限度9,840万円。

次、起債の目的、道路改良事業債。補正前限度額7,670万円、補正後限度4,390万円。

15ページに移りまして、起債の目的、河川浚渫事業債。補正前限度額490万円、補正後限度420万円。

次、起債の目的、消火栓設置事業債。補正前限度額110万円、補正後限度80万円。

次、起債の目的、臨時財政対策債。補正前限度額1億5,000万円、補正後限度9,873万7千円。

次、起債の目的、農村環境改善センター改修事業債。補正前限度額7,000万円、補正後限度1億1,730万円。

次、起債の目的、過疎地域持続的発展特別事業債。補正前限度額8,990万円、補正後限度1億3,560万円。

次、起債の目的、新十津川駅跡地公園整備事業債。補正前限度額3,240万円、補正後限度3,560万円。

次に、廃止でございます。

起債の目的、現年度発生単独災害復旧事業債。補正前限度額200万円、補正後限度なしで、これは、単独災害の発生がなかったため廃止するものでございます。

続きまして、歳出の補正内容をご説明申し上げます。

歳出の内容につきましては、別添資料で歳出一覧表を配付させていただいております。資料には右端の欄に補正理由が記載してございますので、ご参考にしていただければと思います。

なお、補正理由欄に実績見込みによる減額と記載しております事業は、実績見込みで執行残が発生するため、それを減額補正するものでございますので説明を省略させていただきます。

また、補正額はゼロでございますが、過疎債等の充当による財源の振り替えを行う事業につきましても、資料に記載しておりますとおりですので、ご参考にしていただきたいと思います。

それでは、68ページ、69ページをお開き願いたいと思います。

2款3項1目戸籍住民登録費。事業番号4番、総合行政システム管理事業937万円。これは、マイナンバーカード取得者が、オンラインで転出届の取得を省略できる転出転入手

続きのワンストップ化サービスを令和5年1月から全国一斉に開始するためのシステム整備に係る経費を補正計上するものでございます。

70ページ、71ページをお開き願います。

3款1項2目高齢者福祉費。事業番号14番、介護保険事業764万9千円。これは、介護保険事業にかかる空知中部広域連合への負担金額の確定による補正でございます。

72ページ、73ページをお開き願います。

3款1項3目障害者福祉費。事業番号1番、障害者自立支援事業1,420万7千円。これは、就労支援やグループホームなどの対象者の増加や居宅介護などの支援内容の増加による給付費の不足分を増額補正するものでございます。

次、2項1目児童福祉費。事業番号11番、児童福祉費補助金過年度還付金323万5千円。これは、昨年度分の交付金に係る余剰分を本年度還付するための経費を補正計上するものでございます。

次、74ページ、75ページをお開き願います。

事業番号12番、子ども夢基金積立金1億9,988万1千円。これは、子育て事業の財源として運用しております子ども夢基金の原資を積み立てるものでございます。

次、事業番号16番、保育士等処遇改善臨時特例交付金79万7千円。これは、新型コロナウイルス感染症対応で負担の大きい保育士や幼稚園教諭の収入を本年2月から3パーセント程度引き上げるため、賃上げを継続して行う教育保育施設に対し賃金改善に必要な費用を補助するものでございまして、本年度2月、3月分に対するものでございます。

なお、これは国の10分の10が交付金で給付されるものでございます。

90ページ、91ページをお開き願います。

8款2項1目道路維持費。事業番号3番、道路維持車両管理事業190万円。これは、冬期除雪車両で修繕をする必要が生じたことから緊急的修繕のため目内流用をいたしました。これにより、不足することとなった他の予算分を予算補正するものでございます。

次、事業番号5番、冬期除排雪事業3,000万円。これは、除排雪費用の増額分を補正計上するものでございます。

100ページ、101ページをお開き願います。

10款1項2目事務局費。事業番号9番、子ども夢基金積立金13万円。これは、教育振興に対する寄附金を当該基金に積み立てるものでございます。

次、2項1目学校管理費。事業番号2番、小学校校舎等維持管理事業160万7千円。これは、燃料費の高騰と新型コロナウイルス感染防止のため、窓やドアの開閉を徹底して行ってきたことにより燃料費の不足分を補正計上するものでございます。

102ページ、103ページをお開き願います。

3項1目学校管理費。事業番号1番、中学校校舎等維持管理事業113万9千円。これも小学校と同様に燃料費が不足したことから補正計上するものでございます。

112ページ、113ページをお開き願います。

12款1項1目元金。事業番号1番、地方債償還元金2億7,372万3千円。これは、歳入に余剰が見込まれることから地方債の繰上償還を行うものでございます。

以上、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。



○議長（笹木正文君） 以上で議案第7号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで、11時15分まで休憩といたします。

(午前11時00分)

---

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午前11時15分)

---

◎議案第8号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第11、議案第8号、令和3年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第8号、117ページをお開き願います。

令和3年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号。

令和3年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,241万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億943万8千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

[副町長 小林透君登壇]

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました議案第8号、令和3年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号の内容をご説明申し上げます。

120ページ、121ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。

総括、歳入。

1款、国民健康保険税。補正1,214万1千円の増額で、国保税の増によるものでございます。計2億873万4千円。

4款、繰入金。補正額1,706万1千円の減額で、これは、保険基盤安定繰入金、その他一般会計繰入金及び国民健康保険事業基金繰入金の減額によるものでございます。計6,740万3千円。

5 款、繰越金。補正額535万 5 千円の増額、計535万 6 千円。

6 款、諸収入。補正額2,183万 8 千円の増額で、広域連合支出金の増額によるものでございます。計2,598万 2 千円。

7 款、国庫支出金。補正額14万 6 千円の増額で、これは、新型コロナ対策に係る保険税減免分特別調整交付金でございます。計14万 6 千円。

歳入合計、補正額2,241万 9 千円、計 3 億943万 8 千円でございます。

続きまして、歳出。

1 款、総務費。補正額548万 6 千円の減額、計 2 億8,034万 4 千円。財源内訳は、一般財源548万 6 千円の減額でございます。

2 款、基金積立金。補正額2,790万 5 千円、計2,829万 1 千円。財源内訳は特定財源、その他 4 万 8 千円の減額、一般財源2,795万 3 千円でございます。

歳出合計、補正額2,241万 9 千円、計 3 億943万 8 千円。財源内訳、特定財源、その他 4 万 8 千円の減額、一般財源2,246万 7 千円でございます。

歳出の主な内容をご説明申し上げます。126ページ、127ページをお開き願います。

2 款 1 項 1 目基金積立金。事業番号 1 番、国民健康保険事業基金積立金2,790万 5 千円。これによりまして、令和 3 年度末の国保基金残高見込みは 2 億9,197万円と見込んでございます。

以上、国民健康保険特別会計の補正内容の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第 8 号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第 9 号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第12、議案第 9 号、令和 3 年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第 9 号、129ページをお開き願います。

令和 3 年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号。

令和 3 年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億2,726万 8 千円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました議案第9号、令和3年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

132ページ、133ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明を申し上げます。

総括、歳入。

1 款、後期高齢者医療保険料。補正額221万1千円。これは保険料の増でございます。計9,107万4千円。

3 款、繰入金。補正額160万円の減額、計3,603万6千円。これは、一般会計からの繰入金でございます。

5 款、繰越金。補正額5万2千円の増額、計5万3千円でございます。

歳入合計、補正額66万3千円、計1億2,726万8千円でございます。

続きまして、歳出。

2 款、後期高齢者医療広域連合負担金。補正額66万3千円、計1億2,609万4千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。これは、本町分の負担金の額の確定によるものでございます。

歳出合計、補正額66万3千円、計1億2,726万8千円。財源内訳は、一般財源66万3千円でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第9号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第13、議案第10号、令和3年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第10号、139ページをお開き願います。

令和3年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号。

令和3年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ323万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億745万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました議案第10号、令和3年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号の内容をご説明申し上げます。

144ページ、145ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明を申し上げます。

総括、歳入。

3款、国庫支出金。補正額270万8千円。これは、社会資本整備総合交付金の額の確定によるものでございます。計1,042万円。

4款、繰入金。補正額184万7千円の減額。これは、各経費の額の見込みに基づく一般会計繰入金の確定によるものでございます。計1億1,097万1千円。

7款、町債。補正額410万円の減額。これは、公共下水道事業債340万円の減額と、流域下水道事業債70万円の減額の合計額でございます。計2,040万円。

歳入合計、補正額323万9千円の減額、計2億745万円でございます。

次に、歳出。

1款、下水道費。補正額323万9千円の減額。これは、実績見込みによるものでございます。財源内訳は特定財源、国道支出金270万8千円、地方債410万円の減額、その他186万7千円の減額、一般財源2万円。

2款、公債費。補正額0円で、財源更正を行ったものでございます。

歳出合計、補正額323万9千円の減額、計2億745万円。財源内訳は特定財源、国道支出金270万8千円、地方債410万円の減額、一般財源184万7千円の減額でございます。

次に、142ページにお戻り願います。

繰越明許費についてご説明を申し上げます。

款、1款下水道費、項、1項下水道整備費、事業名、公共下水道整備事業、金額43万円。これは、本年度、交付金の配分が多かったことによるものでございます。

次、款、1款、項、1項下水道整備費。事業名、石狩川流域下水道建設負担金、金額171万6千円。これは、石狩川流域下水道組合で繰越す工事があることから、その負担金を繰り越すものでございます。

143ページをご覧いただきたいと思います。

地方債補正でございます。

変更のある部分のみ申し上げます。

起債の目的、公共下水道事業債、補正前限度額1,040万円、補正後限度額700万円。これは、新十津川駅跡地の公共下水道事業にかかる国庫補助が増えたことと、みどり中継ポンプ場整備費が減少したことによる減額でございます。

次、起債の目的、流域下水道事業債、補正前限度額320万円、補正後限度額250万円。これは、流域下水道組合の負担金が減少したことによるものでございます。

以上、下水道事業特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第10号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第11号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第14、議案第11号、令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第11号、151ページをお開き願います。

令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号。

令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,766万9千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました議案第11号、令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号の内容をご説明申し上げます。

156ページ、157ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明を申し上げます。

総括、歳入。

6款、町債。補正額200万円の減額、計2,930万円。これは、事業費の減額によるものでございます。

歳入合計、補正額200万円の減額、計7,766万9千円。

続きまして、歳出。

1款、農業集落排水事業費、補正額200万円の減額。これは、事業費の減によるものでございます。計5,794万5千円。財源内訳は特定財源、地方債200万円の減額。

歳出合計、補正額200万円の減額、計7,766万9千円。財源内訳は特定財源、地方債200万円の減額。

次に、155ページをお開き願います。

地方債補正についてご説明を申し上げます。

変更のある部分について説明をいたします。

起債の目的、農業集落排水事業債、補正前限度額2,160万円、補正後限度額1,960万円。これは、事業の執行減によるものでございます。

以上で、農業集落排水事業特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第11号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日10日は午前10時から開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の本会議はこれにて散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

(午前11時37分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和4年第1回新十津川町議会定例会

令和4年3月10日（木曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 例月現金出納検査結果報告
- 第3 町政執行方針
- 第4 教育行政執行方針
- 第5 議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
（内容説明まで）
- 第6 議案第13号 新十津川町ふるさと応援基金条例の一部改正について  
（内容説明まで）
- 第7 議案第14号 新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正について  
（内容説明まで）
- 第8 議案第15号 新十津川町暴力団排除条例の一部改正について  
（内容説明まで）
- 第9 議案第16号 新十津川町中小企業者応援条例の一部改正について  
（内容説明まで）
- 第10 議案第17号 新十津川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付条例の一部改正  
について  
（内容説明まで）
- 第11 議案第18号 新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部改  
正について  
（内容説明まで）
- 第12 議案第19号 令和4年度新十津川町一般会計予算  
（概要説明まで）
- 第13 議案第20号 令和4年度新十津川町国民健康保険特別会計予算  
（概要説明まで）
- 第14 議案第21号 令和4年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算  
（概要説明まで）
- 第15 議案第22号 令和4年度新十津川町下水道事業特別会計予算  
（概要説明まで）
- 第16 議案第23号 令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算  
（概要説明まで）
- 第17 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について  
（内容説明まで）



◎出席議員（10名）

2番	村井利行君	3番	進藤久美子君
4番	鈴井康裕君	5番	小玉博崇君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
10番	安中経人君	11番	笹木正文君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
会計管理者	内田充君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	長島史和君
保健福祉課長	坂下佳則君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小松敬典君
建設課長	谷口秀樹君
教育委員会事務局長	鎌田章宏君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	窪田謙治君
--------	-------

---

◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。

ただいま、出席している議員は10名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、4番、鈴木康裕君。5番、小玉博崇君。両名を指名いたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第2、例月現金出納検査結果報告を行います。

例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。以上で報告を終わり、報告済みといたします。

---

◎町政執行方針演説

○議長（笹木正文君） 日程第3、町政執行方針演説を行います。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、令和4年度町政執行方針を申し上げさせていただきますと思います。

はじめに。

令和4年第1回定例会の開会に当たり、町議会議員をはじめ、町民の皆さまに令和4年度の町政執行に対する私の所信と主要施策の一端を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症は世界規模で拡大し始めてから早2年が経過しました。

緊急事態宣言の解除後、昨年末までは落ち着いていたものの、新たなオミクロンという変異株により急速に感染が拡大し、予断を許さない状況となっております。この間、町民の皆さまには、外出自粛、休業要請などの社会経済活動の抑制、感染拡大の防止に努めていただき、さらには、ワクチンの集団接種においても、ご理解とご協力によりスムーズに進めることができましたことに対し、心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の収束は未だ見通せない状況にあり、今後も、強い危機感を持ちながら、町民の皆さまの安全、安心が確保されるよう、ワクチン接種をはじめ、社会経済活動の維持と生活困難に直面されている方々の支援など、切れ目なく、さまざまな対

策を講じてまいります。

また、コロナ以外に目を向けますと世界各地で自然災害が発生し、国内でも昨年7月から8月にかけて集中豪雨が襲うなど、地球温暖化による気候変動が、私たちの生活や農産物の生産にも深刻な影響を及ぼしております。

我が国の令和2年出生数は84万人と過去最少となり、全国的な人口減少が続き、少子高齢化に拍車をかけ、日本経済や社会保障制度への影響が懸念されています。

このような中、私は、2期目を臨むにあたり掲げました、住みたい、住み続けたいと思える住み良いまち、生き生き暮らすことができる健やかなまち、元気あふれる豊かなまち、安全で穏やかに暮らすことのできる安心なまち、生涯にわたって学び続けられる学びのまち、町民の皆さんと共に歩むまちの6つの項目の実現に向け、これまで全力で執り進めてまいりました。

コロナ禍の影響が残るものの社会情勢を鑑みながら、SDGs、デジタル技術の革新、脱炭素社会など、新しい時代を見据えた行政運営を念頭に、もっと前へ、もっと未来へと、きらりと輝くまちづくりに向かって、全身全霊を注いでまいります。

町政執行の基本的な考え方。

本年1月、令和13年度を目標年次とする新十津川町第6次総合計画を策定し、本町の目指す将来像や基本目標、主要な施策を総合的にまとめました。

本計画では、誰もが住んでよかった、住み続けたいと思えるまちを築いていくため、開拓以来の精神風土を受け継ぎながら、次代のまちづくりの指針を定め、10年後の目指すまちの将来像を「新たな未来へ ともに歩もう つながる絆 かわらぬ自然と笑顔のまち」といたしました。

前総合計画と同様、まちの将来像を実現するための目標を町民の皆さまと共有し、まちづくりへの関心を高めて共に力を合わせ、目標の達成に努めてまいりたいと考えております。

令和4年度は、第6次総合計画の新たな幕開けの第1歩を踏み出す大切な1年となります。急速に進んできたAIやロボットなどの最新技術を活用していく新時代を見定めつつ、6つの目標を掲げ、この10年が本町の未来につながる礎となり、笑顔に満ちた持続可能なまちとなるよう施策を展開してまいります。

まちづくりの施策。

それでは、令和4年度の施策について、第6次総合計画の6つの目標に沿って説明いたします。

1つ目は、住みやすい暮らしがあるまちです。

町民の皆さまが快適に生活できるよう、住環境の充実を図るとともに、本町の素晴らしい自然を守り伝えていくために、脱炭素社会の実現による地球環境の保全に努め、住んでみたい、住んでよかったと思える、住みやすい暮らしがあるまちづくりを進めます。

環境の保全。

環境の保全につきまして、政府は2030年に温室効果ガス50パーセント削減の高みを目指すこととしており、本町におきましては、昨年からは木質バイオマス及び地中熱のエネルギーの利用に取り組みました。新年度は、ゼロカーボン・プロジェクトチームを設置し、新十津川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定するとともに、脱炭素に向けた

取組を執り進めてまいります。その取組の1つとして、本町の資源を有効活用し、再生可能エネルギーの中で最もクリーンな水力発電に着目し、徳富ダムを活用した水力発電につきまして、民間事業者と共同で事業化の可能性について調査をしてまいります。

ごみの減量につきましては、子ども会、行政区による資源物の自主回収や衣類綿製品、廃食用油等の回収など、資源の有効活用を進めます。また、生ごみ袋につきましては、現行サイズの2分の1の1.5リットル袋を新たに作成するとともに、ごみの排出量、食品ロスの削減に向けた周知、啓発に努めてまいります。

生活基盤の充実。

定住促進につきましては、住宅取得助成制度を設けておりますが、昨今のウッドショックなどの影響を考慮し、令和5年度までリフォーム助成とともに現制度を延長することとしました。

制度開始から現在まで125世帯385人が転入され、人口の社会増減は3年連続プラスと、人口減少の抑制策として確実に成果が表れております。新年度もテレビCM、SNS広告などの情報媒体を活用し、より一層の定住促進とまちの魅力を発信してまいります。

さくら団地公営住宅の建て替えは、ウッドショックなどの影響を受けた木材の高騰、原材料不足の状況から入居者の理解を得て、令和6年度からの建て替え、入居を目指してまいります。併せて周辺地域につきましては、保育園駐車場、道路整備、宅地の造成を計画的に進め住環境を整えてまいります。

なお、平成2年度から整備いたしました下水道施設は30年以上が経過し、管路の老朽化が懸念されることから、幹線の管路内カメラ調査を実施し、適正な修繕、管理に努めてまいります。

公園管理につきましては、公園施設長寿命化計画に基づき、花月農村公園の遊具の更新、樹木の剪定を行い、安全で安心して利用できる適正な管理に努めてまいります。

昨年より整備を進めております新十津川駅跡地につきましては、新年度10区画の宅地造成ののち売却し、公園整備は、令和6年度の供用開始を目指し進めてまいります。

高速情報通信網につきましては、NTT東日本による光ファイバー整備が本年3月末の整備完了となることから、新年度も継続して光回線サービスの新規加入を促進してまいります。

交通環境の充実。

札沼線廃線に伴う踏切交差点の道路改良をはじめとして、町民の生活に欠かせない町道、橋梁を計画的に整備していくとともに、冬期間での生活が安心したものとなるよう、計画的な除排雪の実施、高齢者世帯への除雪費の支援などを継続して進めてまいります。

地域公共交通につきましては、本年4月から車両の有効活用を図る観点からスクールバスの一般乗客混乗運行体制に変更するとともに、町内運行事業者による新しい公共交通がスタートします。公共交通は車のない方にとっては、かけがえのない移動手段であるものの、人口減少などから公共交通を維持していくことの難しさもあります。これらの背景を踏まえ、多くの方に利用していただけるよう、広く周知を徹底し、町民の皆さまとともに公共交通を守り育てていくよう取り組んでまいります。

新たにバスターミナルとなる役場待合所に設置しますテレビモニターやスマートフォンから、バスの現在地が逐一わかるなどの便利なシステムを導入し、安心して乗降できる体

制を構築してまいります。

なお、土日祝日や長期休業中の町内路線について、中学生以下の運賃は無料とし、部活動やプール、図書館などの利用促進を図るとともに、移動手段を確保してまいります。

2つ目は、笑顔がつづく健康があるまちです。

町民の皆さまが健康で幸せに暮らせることが共通の願いでありますので、一人ひとりのライフスタイルに応じた健康への取組を推進してまいります。一方、生活支援が必要な方々には地域と一体となって、みんなで支えあう多様な体制を構築し、笑顔がつづく健康があるまちづくりを進めます。

地域福祉の推進。

子育て支援につきましては、医療費、インフルエンザ予防接種及び第3子以降の給食費等の無償化、お買い物の際に実質1割のポイント還元となるできっずカード制度などの経済的支援のほか、安心して子育てできる環境の充実に努めてまいります。

乳幼児の紙おむつ回収につきましては、新年度から新たに保育園、子育て支援センターにそれぞれ週に2回、回収ステーションを設置し、子育て世帯の要望に応じてまいります。

併せて、保育園、子育て支援センターの遊具の新設、更新など、幼児たちにとって魅力的な子育て施設を整備し、楽しく安全な育みの場を提供してまいります。

地域共生社会の推進につきましては、町地域福祉計画に基づき町民の皆さま、地域団体、医療や教育機関などがそれぞれの役割を果たし、互いが主体的に支えあう仕組みを作り上げてまいります。その要であるボランティアセンターが中心となり、介護予防サポーターやボランティア活動に対し、とくとつぷカードに行政ポイントを付与するなど、ボランティア活動を促進してまいります。

昨年から教育と福祉の拠点施設として大規模改修しております農村環境改善センターが本年10月に完成予定であり、それに合わせ、高齢者の総合的な相談窓口である地域包括支援センター及び社会福祉協議会が移転し、地域活動、介護支援等の拠点として地域支援の推進に努めてまいります。すまいるあつぷ事業は、全行政区で週に1回開催し、地域の事情に合わせた介護予防とコミュニティの場づくりに努めてまいります。

また、障がいのある方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域生活支援に取り組むとともに、自立に向けた就労継続支援や生活訓練を関係機関と連携し、支援してまいります。

健康づくりの推進。

新型コロナウイルス感染症対策については、今後も、感染状況に合わせた対策を国、道との連携を密にしながら、町内医療機関の協力の下、実施してまいります。その他の感染症予防対策としては、積極的勧奨を再開することとなりました子宮頸がんワクチン接種や、風しん抗体検査と予防接種を希望者に無料で実施してまいります。

生涯にわたり健康で暮らしていくためには、若い時代から健康状態を継続的に把握して、健康を意識していただくことが重要であることから、春と秋の集団健診や巡回ドックなどを積極的に受診勧奨するとともに、各種がん検診などが安価で受診できる体制を引き続き進めてまいります。

母子保健対策では、昨年度開設した子育て世代包括支援センターを拠点に、妊娠期から子育て期における切れ目ない支援体制の充実に努めてまいります。

また、本町が独自に支援しておりました不妊治療につきましては、新年度から医療保険として基本的治療の適用が拡充されましたが、自己負担に対する助成を継続し、経済的支援を進めてまいります。

3つ目は、活気あふれる産業があるまちです。

基幹産業である農業をはじめ、商業、工業、林業の持続的発展を推進するとともに、観光施設の充実により本町への誘客を進め、地域経済が成長する、活気あふれる産業があるまちづくりを進めます。

農林業の振興。

本町の基幹産業である農業は、食の多様化や人口減少で進む米の消費減退に加え、コロナ禍による外出控えが追い打ちをかけ、深刻な米価の下落を招いています。農業収入が落ち込む中、生産意欲を維持していただくために、水稻種もみ購入助成や資金融資の利子助成等による農業経営の安定に向けた支援を進めてまいります。

昨年より本町独自で進めております高品質、良食味米生産プロジェクトでは、データに基づく可変施肥や水管理による品質や収量の向上に一定程度の効果が表れております。プロジェクト最終年となる本年度は、総仕上げとして農業関係機関と連携し、効率的かつ適正な水管理、可変施肥などの実証実験を重ね、高品質米生産を確実にし、スマート農業の実装と情報発信を行ってまいります。

また、本年3月下旬には、本町と株式会社クボタ本社及び株式会社北海道クボタと三者協定を締結する予定をしており、本町における大規模水田を活用し、水稻関連の新開発農業機械の試作機等の実証協力や、中学生への農業教育など、次代を先取りした農業の相互発展を目指し、連携を強化してまいります。

なお、スマート農業の進展を図るため、推進しておりますスマート農業機械助成は本年が最終年となります。引き続き、GPS付き田植え機などのスマート農業機械の導入に対して支援するとともに、ピンネ農業公社と連携を図り、新規就農者の支援や農業経営強化などに努めてまいります。

アライグマによる農業被害については、令和元年度から町独自のアライグマ捕獲緊急対策を執り進めた結果、令和3年度の捕獲頭数と農業被害は前年に比べ減少に転じ、一定の効果が表れたと推察しております。今後においても、より効果的な捕獲体制を確立するとともに、本町での取組や捕獲データを他の自治体などに提供し、全道的なアライグマの根絶に向けた取組に進展するよう北海道との連携を深めてまいります。

森林整備につきましては、森林環境譲与税を活用し、間伐や植林、木材の搬出、林道の維持補修などを行い、民有林の整備が円滑に推進できるよう、そらち森林組合と連携を図りながら執り進めてまいります。

昨年より稼働しております熱供給センターは、町内の木材を利用した循環型エネルギーの活用策として注目を集めております。1年目の二酸化炭素の排出量が約500トン、約65パーセントの削減となる見込みであり、その有効性が確認されておりますので、資源の地産地消、エネルギーの安定供給に向け取り組んでまいります。

商工業の振興。

商工業につきましては、商工会と連携しながら、地元消費拡大に向け、事業を展開するとともに、中小企業の経営基盤の安定化を図るため、新規参入や事業の維持、充実に対し、

継続して支援してまいります。また、産業構造の高齢化は否めませんので、業種を存続され、経営を次代に継承するような事案が発生した際には、新たなに支援策を講じてまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大が、本町の宿泊業及び飲食業の経営に影響を及ぼしていることから、誘客の後押しとして、宿泊事業者が取り組む宿泊プランの割引きに対し最大50パーセント、飲食店については、最大40パーセントの割引クーポン券の費用を助成し、経営の安定化に向け支援してまいります。

母村十津川村及び奈良県との三者協定を締結し4年半が経過しました。昨年も残念ながら奈良県内や東京都内での物販やイベントへの参加は叶いませんでしたが、本来の事業計画を実現させ、絆を深めるとともに、経済交流の発展につながるよう執り進めてまいります。

新十津川総合振興公社が奈良県五條市に生産拠点を置く化粧品会社と連携し進めておりました酒米粉、熊笹を利用した配合化粧品については、一定の目途が立ちましたので、商品化に向けて取り組んでまいります。今後も本町の農産物の活用策を総合振興公社と連携しながら進めてまいります。

#### 観光の振興。

観光につきましては、本町の観光施設の要となります、ふるさと公園の再整備を昨年より開始し、新年度からキャンプ場、展望デッキが利用開始となります。町民のみならず、町外の方にも広く利用していただけるようSNSなどを活用し、キャンプ場やまちの魅力を積極的に発信してまいります。

令和5年度のグランドオープンを目指し、催事、物販等が実施可能な大屋根テラス、大型ネット遊具、噴水を完備した水景施設、駐車場の整備とサイクリングロードの再整備を進めます。

また、利用者の満足度と町内経済の活性化を図るため、大屋根テラスを活用した民間の方による物販やイベントの開催の実現に向け、観光協会が中心となり、仕組みづくりを進めてまいります。

ふるさとまつり実行委員会が主催のしんとつかわ雪まつりは、30周年を迎えますので、町民の皆さまが楽しめる記念イベントとなるよう、支援をしてまいります。

4つ目は、心やすらぐ備えがあるまちです。

町民と行政が協力して防災力の強化や防犯体制の充実を図り、安全な地域づくりを進め、町民が日々安心して暮らすことのできる体制を確保し、心やすらぐ備えがあるまちづくりを進めます。

#### 消防・緊急体制の充実。

中空知地区消防演習は、本町が当番となりますので、新庁舎前庭で消防演習の成果を発揮いただくことで、消防職団員の指揮の高揚と機動力の強化に繋がるものと期待しております。

消防団員の報酬等の見直しが国より示されましたので、国に準じて手当を見直し処遇改善を進め、消防団員の確保に努めてまいります。

また、消防、救急業務に必要な資機材を計画的に整備するとともに、町職員全員に普通救命講習会を実施し、いざという時に対応できるよう、救命のスキルアップに努めてまい

ります。

防災体制の強化。

防災につきましては、コロナ禍で2年間延期となり5年ぶりとなる総合防災訓練は、感染症対策を考慮した避難時の対応を確認するとともに、避難所設営、炊き出しの訓練など、住民、自主防災会、行政の災害対応力を高めるきっかけとなるよう実施してまいります。

災害対策基本法の見直しに伴い、町地域防災計画を改正するとともに、防災ガイドマップにつきましても新しい避難基準に見直し、感染症に対応した災害備蓄品などに改定し、災害時の備えについて周知、啓発を図ってまいります。

減災の取組として、昭和56年5月末以前に着工した住宅の耐震化がより図られるよう、新年度、耐震診断の助成を拡充し、住宅の耐震化を促進してまいります。

河川の適切な維持管理を進めるため、堆積土砂管理計画に基づき、墓地谷川の土砂上げ及びヌタップ川の支障木の伐採を進める一方、緊急的に内水を河川に送るための排水場等につきましても、計画的な設備の更新など適正な管理に努めてまいります。

生活安全体制の充実。

防犯対策につきましては、新十津川町安全・安心推進協会にご協力いただき、引き続き青色回転灯防犯パトロールによる巡視を進めていただくとともに、行政区と連携し防犯灯の設置及び適正な管理に努めてまいります。

全国的にアクセルとブレーキの踏み間違いによる交通事故が散見されますことから、高齢者で既存の車両にペダル踏み間違い急発進抑制装置の導入費用の一部を助成し、交通事故の防止に努めてまいります。

高齢者を狙った特殊詐欺は、手口が巧妙化し、道内でも被害が続いていますので、滝川警察署や滝川地方消費者センターと連携を図り被害防止に努めるとともに、高齢者を対象に防犯用の通話録音機の購入費の一部を支援してまいります。

5つ目は、未来を叶える学びがあるまちです。

人工知能、通信の高速化などのデジタル技術が急速に進み、社会が大きく変わりつつある時代を生き抜く子どもたちが必要な学力、資質、能力を身につけるとともに、子どもから高齢者まで町民一人ひとりが充実して学ぶことができ、生涯にわたり自己目標に向かうことのできる環境を整えてまいります。

総合教育会議の場などを通じ教育委員会と十分な意思疎通を図りながら、未来を叶える学びがあるまちづくりを進めます。

6つ目は、助け合う絆があるまちです。

地域コミュニティの活性化や町民と行政の情報共有を進め、住民と住民、住民と行政が互いに助け合う体制を構築するとともに、関係人口の創出を推進し、助け合う絆があるまちづくりを進めます。

住民協働の推進。

地域活動の核となる行政区では、老人クラブ、女性の会、子ども会などが活動されていますが、コロナ禍、人口減少に伴う会員の減少などにより、コミュニティ活動が思うように進められないとお聞きしており、各団体と情報交換を図りながら、教育委員会と連携し、地域活動の支援、協力を進めてまいります。

情報発信につきましては、広報誌やまちづくり読本の紙媒体のほか、防災無線、ホーム



ページ、動画、ツイッターなどデジタル媒体により、きめ細やかに情報を発信することで、本町に興味を持ってもらい、多様な関わりや本町を応援いただける関係人口の創出に努めてまいります。また、昨年10月から始めましたスマートフォンアプリのLINEによる配信につきましては、年代、行政区などの属性、希望に合わせ必要な情報を配信するシステムに拡充してまいります。

健全財政の堅持。

平成29年度から進めてまいりました新庁舎は、本年5月に駐車場、前庭などのすべての工事が完了し、いよいよ本格稼働となります。気軽に手続きができ、町民の皆さまが集まりやすい、まちなか拠点となるよう、環境創出に努めてまいります。

また、税金や保険料などについて、24時間いつでも納められるコンビニ納付を令和5年4月からの導入を目指し、準備を進めてまいります。

持続可能な行政サービスを提供していくためには、健全な財政を堅持することが必要不可欠であり、ふるさと納税、有利な起債など財源確保に努め、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう安定的な財政運営を執り進めてまいります。

行政内部で組織する行政のデジタル化に向けたプロジェクトチームを立ち上げ、行政サービスの向上、事務の効率化を図ってまいります。

結びに。

以上、令和4年度の町政に臨む私の所信を述べさせていただきました。

私は平成27年度に町長に就任して以来、多くの皆さまからご意見を伺うとともに、町民の皆さまをはじめ、地域の核となる行政区、各種団体、関係機関と連携しながら、未来を見据えた「人・夢が輝くまちづくり」をスローガンに町政運営を進めてまいりました。

この間、人口減少の抑制に向け、子育て支援と教育の充実を核とした総合戦略を策定し、子育て世代を中心とした定住人口の増加策、全国のトップランナーとなるスマート農業の実践、商工業の活性化支援など地方創生を目指し注力してまいりました。

本年度は、私が町長に就任し2期8年の最終年であり、一つの区切りの年となります。本町のまちづくりは、まちづくり基本条例に基づく第6次総合計画に掲げた、まちの将来像、「技術革新による変わりゆく新たな未来へ、町民と行政とがともに歩み、人と人がつながる絆をもって、今も昔もかわらぬ素晴らしい自然と町民の笑顔を守り続けるまち」を目指し、挑戦という歩みを続けてまいります。

本町の生誕のルーツである母村十津川村とは、唯一無二のつながりと絆があり、そこから派生した母村母県との三者協定、さらには、化粧品会社などとの数多くのつながりは、「縁(えん)尋機(じんき)妙(みょう)」であり、私が今まで挑戦し続けられた大きな原動力であります。「縁尋機妙」とは、良い縁がさらに良い縁を尋ねて発展してゆく様は誠に妙なるものがある。という意味合いであり、今後におきましても、人との縁を大切に、町政の推進に全力を尽くしてまいります。

町議会議員並びに町民の皆さまには、より一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、町政執行の所信表明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、町政執行方針演説を終わります。

◎教育行政執行方針演説

○議長（笹木正文君） 日程第4、教育行政執行方針演説を行います。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、令和4年度教育行政執行方針を述べさせていただきます。

はじめに。

令和4年第1回定例会の開会に当たり、新十津川町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針と施策を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、社会生活や経済文化活動、教育活動に多くの影響を与え、予測困難な時代を迎えました。

教育活動においては、技術革新やグローバル化が急速に進む中、子どもたちや町民が持続可能な社会の創り手となる教育がより重要となっています。

このような状況の下、人生100年時代を迎え、今後10年間のまちづくりに向けて今年策定した新十津川町第6次総合計画を推進するとともに、目標や施策を定めた第2期新十津川町教育の振興に関する施策の大綱に基づき、未来を叶える学びがある教育行政を進めてまいります。

それでは主要政策の学校教育の充実と生涯学習の充実について申し上げます。

学校教育の充実。

確かな学力の育成。

コロナ禍の学校生活にあっても学びを止めない教育に向けて、学校の新しい生活様式に基づき、感染対策を行い、子どもたちが明るく健やかに、これからの社会を生き抜く力を養成してまいります。

子どもたち一人ひとりの可能性を引き出すためにタブレットを活用し、自ら学ぶことに興味を持つ主体的な学びと意見交換や議論する対話的な学びを通じて創造する深い学びやプログラミング教育を行い、分かりやすい授業改善を進めてまいります。

また、昨年度に引き続き文部科学省で実施する学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業に取組み、小学校の外国語、中学校の英語の教科でデジタル教科書を使用し、個別最適な学びを推進してまいります。

小学校では、学習理解度と授業の質の向上を図るため、小学5、6年生の国語、算数を教科担任制で行い、5、6年の理科及び4年生から6年生までの音楽で専科指導を継続してまいります。

また、外国語によるコミュニケーション能力は、生涯にわたり様々な場面で必要とされることから、小学3、4年生の外国語活動及び5、6年生の外国語で専科指導を行うほか、任期満了となるALT1名の任用を延長し、指導の充実と異文化や国際性の涵養に努めてまいります。

学習支援サポーターを配置し、基礎学力と学習意欲の向上を図るとともに、中学校教諭による乗り入れ授業を行い、中学校への円滑な接続を行ってまいります。

中学校では、タブレットを利活用するため授業の振り返りや家庭学習に有効な学習コンテンツとしてオンラインAIドリルを導入いたします。

また、ティームティーチング並びに少人数、習熟度別指導を行う教育充実指導講師と学力向上推進講師を配置するとともに教職員加配制度や退職教員等外部人材活用事業により、学習指導の充実を図ってまいります。

各種検定助成につきましては、小学6年生及び中学生対象の漢字検定及び中学生の英語検定の検定料を全額助成し、学力の着実な定着と学習意欲の向上に努めてまいります。

特別支援教育の充実。

特別支援教育につきましては、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育と必要な支援を行ってまいります。

今年度は、小、中学校ともに対象児童生徒が増える状況にあります。学習活動のサポートや児童の安全確保のため、学級支援員を1人増員し、教職員と支援員できめ細やかな指導の充実に努めてまいります。

信頼される学校づくりの推進。

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）は、地域の特色や創造工夫を活かした学校づくりを推進するため、保護者や地域住民とともに協働して子どもたちを育てていく環境を充実してまいります。

また、学校支援地域本部と連携し、町民の理解が高まるよう努めてまいります。

郷土愛・キャリア教育の推進。

本町の開拓の歴史と文化を理解し郷土愛を育むための母村訪問交流事業は、コロナ禍により2年間中止となりましたので、小学生は5年生を中学生は全学年を対象として実施いたします。

また、母村から修学旅行で来町する中学3年生と新中3年生との交流の場を設け、それぞれの学校生活、自然や文化などについて絆を深めるふるさと教育を実施いたします。

子どもたちが自分の将来の社会的、職業的自立に向けて希望あふれる夢を描くキャリア教育として、本町の基幹産業である農業の田植え、稲刈り体験、先端技術を駆使したスマート農業体験学習会を農業者や関係機関の協力をいただき、小学校、中学校、農業高校が連携して行ってまいります。

また、主権者教育では町議会定例会の見学を、防災教育では1日防災学校を実施いたします。

中学校の修学旅行では、東日本大震災被災地で自分の命を主体的に守ることの重要性を学ぶ震災体験学習プログラムの費用を助成いたします。

合わせて、東北地方への旅行費用の上昇に対する修学旅行保護者負担について一定の金額を超える分の助成を行い、深い学びと子育て支援を行います。

見学旅行、修学旅行などにおけるコロナ感染予防費用についても助成し保護者の負担軽減を図ります。

また、地域資源の間伐材を活用し、体育、宿泊施設の熱源を確保するために昨年完成した熱供給センターの環境教育を推進してまいります。

豊かな心の育成。

子どもたちが将来、自立した人間として社会で生き抜いていくためには、他者への思いやりや豊かな感性を備えた道徳性を養うことが重要です。

また、コロナ禍における子ども達の心のケア、差別、偏見や誹謗中傷の防止に取り組む

とともに相手を思いやる心の育成に取り組んでまいります。

学校教育を通して道徳教育と人権教育との関連を図り、互いの違いを認め理解し合いながら自分と同じように他者も尊敬できる態度を養う教育活動を進めるため、中学校では様々な分野で活躍している講師を招き特設道徳講演会を開催いたします。

いじめの予防につきましては、日常の観察やアンケート等により子どもたちの心の内面を理解し、未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。

また、小学校、中学校、農業高校の児童会と生徒会が主体となる仲間づくり子ども会議を開催し、いじめのない学校づくりを町内の学校で連携して取り組んでまいります。

不登校傾向にある子どもについては、スクールカウンセラーの適切なアドバイスを仰ぎ、保護者との連携を図りながら、個に応じた教育相談体制の充実を図ってまいります。

また、必要に応じ、専門職員が配置されている滝川市適応指導教室の有効的な活用を図り、学校復帰を目指してまいります。

子ども達に本物の舞台芸術に触れる機会を提供し、豊かな心や感性、創造性やコミュニケーション能力を育むため、雨竜町と共同で芸術鑑賞事業を実施いたします。

健やかでたくましい心身の育成。

子どもの時期に習慣的に運動することは基礎的な体力を培うだけではなく、生涯にわたって、健康で充実した社会生活を送るための土台となる重要なことでもあります。

本町の子どもの体力の状況については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえ、子どもたちの傾向を的確に捉え運動習慣や生活習慣の改善に努めるとともに、体育の授業に専門講師を招聘し、体力、運動能力の向上に取り組んでまいります。

学校給食につきましては、栄養教諭を中心にきめ細やかな食育指導を行い、農家、農業高校やJAなどの協力をいただき、雨竜町を含めた町内産生鮮野菜50パーセント使用の地産地消を進めてまいります。

また、給食調理用の甘味料として新十津川町産お米シロップをパンや副食に使用するほか、母村の特産品を使用した絆給食など安全、安心でおいしい学校給食を提供してまいります。

施設整備につきましては、空調機器部品の取替修繕を行い適正な空調管理を図ってまいります。

給食費につきましては、引き続き小、中学生の主食費分の助成を行うとともに、第3子以降の児童生徒に係る給食費を無料とし保護者の負担軽減を図ります。

働き方改革の推進。

学校における働き方改革につきましては、校務支援システムを活用し校務の情報化を推進するとともに学校、教育委員会で構成する働き方改革推進委員会で、個の気付き、チームの対話、地域との協働を視点とした改革目標の検証、改善を図り、健康で生きがいとやりがいを持って勤務できる環境を整えてまいります。

家庭教育力の向上。

昨年度実施した全国学力・学習状況調査の結果から学習時間が全国平均より低い傾向にあります。これは、家庭学習の習慣が定着していないことが一因であることから、学校の長期休業の夏休み、冬休み期間に実施している学習サポーター事業やまびこを開催するとともに、小学校では、長期休業用学習帳を配布し保護者と一緒に学習する機会を設けてい

きます。中学校では導入するオンラインAIドリルを家庭でも活用し、家庭学習の定着と学力向上に努めてまいります。

また、小学6年生を対象とした通学合宿を行い、集団生活を通して、子どもたちの自立心や協調性を育み学習習慣が定着するカリキュラムを設定してまいります。また、保護者を対象とした空知教育局主催の空知親学セミナーを開催し、家庭教育力の向上に努めます。

中学校においては、部活動の休養日に放課後学習サポートを行い、自学自習習慣の定着化を図ってまいります。

就学の支援。

子どもたちが健やかに安心して教育が受けられるよう、小、中学生の就学援助制度の活用を促進するほか、大学などへの修学支援の無利子の奨学金貸付制度について、未だにコロナ禍の収束が見えない状況下にあるため、奨学生又はその保護者への経済的影響を考慮して、貸付金の増額を継続いたします。また、入学準備金貸付についても、活用されるよう広報や町ホームページでPRいたします。

本町で暮らしながら、夢や希望をもって進学する高等学校等の選択肢を広げる高等学校等遠距離通学者支援事業を継続してまいります。

小・中学校施設等の適正な維持管理。

適正な施設整備においては、新十津川町学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の良好な維持管理に努めてまいります。

昨年度、中学校に空調設備を設置しましたが、今年度は、小学校の教室、保健室、職員室などに空調設備を設置し、コロナ禍における熱中症対策として、児童が快適に学べる環境を提供いたします。

また、中学校の体育館トイレを全面改修いたします。体育館は災害時の避難所として指定されていることから、バリアフリー化にし、高齢者や障がいを持つ人でも使用しやすい多目的トイレを設置いたします。また、学校行事や部活動で屋外から直接利用できる出入口を設けます。

学校施設管理に係る備品や学校授業等に係る教材備品を適正に管理するため、小学校では乗用芝刈機の更新、図書室の総合百科事典の更新、低学年用の跳び箱の増台、顕微鏡テレビ装置を購入いたします。

また、中学校では、除雪機の更新、体育用マットの更新、部活動備品として、技術と体力の向上及び練習の効率化を図るため卓球ロボットを購入いたします。

スクールバス運行は、今年度から、路線バスの廃止に伴い地域住民の交通手段を確保するため、児童生徒と地域住民が乗車する新たな運行体制となることから、より安全かつ安心な運行に努めてまいります。

魅力ある農業高校づくりへの支援。

新十津川農業高校は、町内外への花苗の提供や農産物の即売のほか、小学生への農業体験指導や、地域と連携して酒米粉やほおずきなど町内食用資源を活用した商品開発にも積極的に取り組んでおります。こうした魅力ある教育活動により、昨年度に比較して今年度の入学予定者が増えております。

また、普通教室棟改築、実習棟長寿命化の実施設計が終了し、今年度は、普通教室棟の工事が行われる予定であり、令和5年度から環境にやさしい魅力ある学び舎となることか

ら、遠隔地通学者通学費や資格取得及び実習、町内外のイベントで着用する町のPRキャラクターとつかわこめぞー入りのポロシャツ購入などの助成を行い、特色を活かし、生徒に選ばれる学校づくりへの支援を継続してまいります。

生涯学習の充実。

社会教育活動の推進。

社会教育におきましては、5年間の目標を定めた第7期新十津川町社会教育実施計画の最終年度となります。今年度は令和5年度からの新たな第8期実施計画を策定いたします。コロナ禍により2年にわたり多くの事業や活動が中止となりましたので、実施方法など創意工夫を凝らしながら関係機関と連携し事業を推進してまいります。

青少年の健全育成の推進。

次代を担う青少年には、様々な体験や交流を通じて創造性や協調性等を身に付け、夢や目標を持って健やかに成長できるよう小、中学校、PTA、青少年健全育成町民会議などの関係機関と連携協力を図り、青少年教育事業の充実を図ってまいります。

青年やシニアリーダー、女性団体などの地域の活力となっている団体活動とコミュニケーションを図りながら引き続き支援してまいります。

子ども会は、北海道子どもかるた大会空知地区予選会が本町で開催されることから、子ども会育成者連絡協議会と連携し、伝統行事の奨励に努めてまいります。

高齢者の生きがい活動の推進。

高齢者の生きがい活動につきましては、ふるさと学園大学、ゆめりあ部会、シニアいきいきクラブなど社会教育主事が中心となり対話と連携を図り、身近で気軽にできる高齢者活動のPRを進めてまいります。

また、社会福祉協議会が行う各種事業について、地域福祉と社会教育が横断的に連携し、参加者が更にふれあいと幸せを感じる取り組みとなるよう社会福祉協議会と検討を進めてまいります。

読書活動の推進。

新十津川町子どもの読書活動推進計画（第3期）に基づき、幼児から高齢者までを対象とした幅広い世代の図書館事業を実施するため関係機関と連携し、事業の充実を図り、町民が「いつでも、どこでも、だれでも」自由に本と親しめる読書環境の整備に努めてまいります。

来館者のニーズに対応した蔵書の整備や図書館司書、学校図書館司書等が連携を図り、学校での読み聞かせや教科学習での学校図書館の活用を図ってまいります。

また、絵本ふれあい事業において昨年度から導入し好評であった2歳半児健診時の配本で、自分自身が主人公となる世界に1冊だけのパーソナル知育絵本の配本奨励に取り組んでまいります。

さらに、高齢者の読書の推進を図るため、すまいるあっぷ教室に出向いてリクエスト本の貸出しや話題の本などを紹介する高齢者地域配本サービス事業は、昨年実施した青葉区、花月区のほか、新たに大和区を加え3地区で引き続き実証してまいります。

また、今年度から図書館と学校図書館業務を民間事業者へ包括委託し、読書を通じた地域交流の拠点と学びと生きがい拠点として事業を行い、利用者ニーズに応じた適切なサービスを提供してまいります。

文化活動の推進。

芸術文化は、豊かな人間性を涵養し創造力を育むことから、文化協会や音楽協会と連携し、優れた舞台芸術などの鑑賞機会を町民へ提供してまいります。

また、音楽や演劇などは観賞する者に感動をもたらす、豊かな心や感性を育むことから、開町記念日の6月20日に新十津川町に縁のある演奏者を招聘し、役場新庁舎完成を記念したミニコンサートを庁舎ロビーで、夕刻にはゆめりあホールで室内楽コンサートを開催いたします。

また、コロナ禍により2年連続で中止となっていたワンワンとあそぼうショー（NHK・Eテレ（教育））を8月にスポーツセンターで開催し、親子でふれあい楽しむ機会と町外からの来訪客にふるさと公園と子育てにやさしいまちをPRいたします。

さらに、10月にはNHK地域実施全国放送公開番組「上方演芸会」（ラジオ第1）をゆめりあホールで行います。

アートの森彫刻体験交流促進施設かぜのびは、昨年10周年を迎え五十嵐威暢氏より彫刻作品を設置するなど、展示の充実を図りました。風の美術館と連携を図り、魅力ある行事の支援を行うとともに、優れた芸術に触れる小学生の総合的な学習の学びの拠点として利用してまいります。

生活文化等保存事業では、昨年度実施した調査結果を集約し、昭和20、30年代の生活文化の歴史を次世代に伝承するため、町郷土史研究会と連携し、機関紙「トック」として発行いたします。

郷土芸能は、本町指定の無形民俗文化財である獅子神楽を継承する保存会はもとより、おどり保存会、徳富太鼓会など伝統芸能を支援するとともに普及伝承を奨励してまいります。

開拓記念館につきましては、休館日を月、火曜日から月曜日へ変更するとともに、アイヌ文化の展示資料を増やし学習の場としての充実を図ってまいります。

また、札沼線北線が昭和47年に廃止されてから50周年を迎えたことから廃止日の6月18日から、特別展を開催いたします。

スポーツ活動の推進。

昨年開催された東京夏季オリンピック、パラリンピック、また、今年開催の北京冬季オリンピック、パラリンピックに出場した日本人選手の最後まで諦めず競技に挑む姿勢は、子どもたちなど町民に感動を与え、努力を重ねる意義やスポーツの力を感じる好機となりました。

また、スポーツは心身の健康や体力の維持、向上を図るほか、一緒に取り組む方とのコミュニケーションづくりにも繋がります。

町民が生涯を通じてスポーツ活動や健康づくりに参加できるよう、スポーツ協会と連携を図りながら、町民が1日に1回運動する1・1運動を推進してまいります。

6月には、北海道日本ハムファイターズの協力をいただき、子どもから高齢者まで気軽に参加できる健康ウォーキングとラジオ体操をスポーツ協会と共催して行います。

また、小学生を対象としたチャレンジスポーツの開催や少年野球教室を開催いたします。

生涯スポーツ推進計画に基づき、スポーツクラブと連携しながら、小、中学生の体力アップ運動教室の開催日を増やすとともに新規に就学前児童を対象とした体力運動教室を

開催し、子どもたちの運動するきっかけづくりを進めてまいります。

ゆめりあでのスポーツ活動は、シニアいきいきクラブの中で新たに高齢者吹矢教室を開催するとともに、健康体力増進室の利用促進に努めてまいります。

ふるさと公園の体育施設は、安全で快適な施設となるようスポーツセンターは、音響設備とポーチ玄関のタイル張替修繕を、温水プールは、老朽化による電灯、動力、電話設備修繕を行います。

文化スポーツ少年団につきましては、練習時における指導者や見守りサポーターの活動助成の拡大を行うとともに、地域の指導者の確保や人材育成を図るため、指導者等資格登録料助成経費に従前の登録料に加え、受講料やテキスト代を対象といたします。

教育委員会施設の整備。

町民のコミュニティ活動や文化、福祉と健康を増進する拠点施設の農村環境改善センターは、昨年から大規模改修を行っており、今年の秋にリニューアルいたします。今年は、展示ホール、社会福祉協議会事務所、ボランティアセンターなどの改修を行います。

改修後は、大人数の行事を催す多目的ホール、芸術、文化作品展示の展示、福祉、介護機能を持ち合わせた複合施設として、町民が身近に感じ交流できる施設となり、10月開催予定の社会福祉大会、福祉フェアをリニューアルオープン行事といたします。

また、総合健康福祉センターゆめりあの施設管理については、今年度からゆめりあホールの音響、照明管理運営を業者委託し、適正管理と利用促進に努めてまいります。

おわりに。

以上、令和4年度の教育行政執行に当たり、主要な施策の一端を申し上げます。

本町の教育におきましては、未来を担う子どもたちが急激に変化する社会を切り拓くために必要な資質、能力を身に付けられるよう学校、家庭、地域の連携の下で取り進めてまいります。

また、町民一人ひとりが生涯にわたり成長し、心豊かに健康で暮らしていけるよう芸術、文化、スポーツなど様々な活動を通して学校教育、社会教育、生涯学習の連携を図り、子育て支援と教育の町づくりを推進してまいりますので、町議会議員の皆さま並びに町民の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます、教育行政執行方針といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、教育行政執行方針演説を終わります。

ここで、11時30分まで休憩といたします。

(午前11時15分)

---

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午前11時30分)

---

◎議案第12号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第12号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。



〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第12号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

国家公務員に準拠し、非常勤職員に係る育児休業の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を行うため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、ただいま上程いただきました議案第12号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、内容の説明を申し上げます。

本議案につきましては、昨年、人事院から出されました国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置のうち、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等に係る事項及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する事項が、令和4年4月1日施行予定とされておりますので、地方公共団体においても、国家公務員の措置に準じて、同様の緩和措置を講じる必要があることから、この条例の一部改正を行うものでございます。

お手元に配付しております新旧対照表も併せてご参照いただきますよう、お願いをいたします。新旧対照表7ページをご覧くださいと思います。

第2条でございます。

育児休業をすることができない職員に係る規定で、育児休業法第2条第1項において、職員は、育児休業を取得できる旨の規定が置かれておりますが、任用の状況から、その対象とならない職員を条例で規定することとなっております。

この度の改正は、この要件を緩和するもので、現行、第3号、アの（ア）において、引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員と定められている要件を廃止するという内容でございます。

次に、第18条、部分休業をすることができない職員に係る規定も、第2条の育児休業と同様でございます。8ページをお開きいただきまして、現行、第2号、アにおいて、引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員と定められているものを廃止し、部分休業の対象とならない職員の要件を緩和するという内容でございます。

第22条、妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等、第23条、勤務環境の整備に関する措置については、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備することを目的として新たに規定するもので、第22条では、妊娠、出産等を申し出た職員に対して、育児休業制度について個別周知することや、意向確認の措置を講じなければならないことを、第23条では、職員に対する育児休業に係る研修の実施、育児休業に関する相談体制の整備

といった措置を講じなければならない旨を定めております。

議案にお戻りいただきまして、附則でございます。

この条例は、令和4年4月1日から施行したいとしますのでございます。

以上、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第12号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第13号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第6、議案第13号、新十津川町ふるさと応援基金条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第13号、165ページをお開き願います。

新十津川町ふるさと応援基金条例の一部改正について。

新十津川町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

新十津川町ふるさと応援基金を充てることのできる経費を見直し、個性豊かな活力あるまちづくりを推進するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。新旧対照表も併せてご参照願います。

第6条、処分について、現行、第1号から第4号に係る事業を対象としておりますが、ふるさと納税を取巻く状況の変化等を考慮し、これを、改正案のとおりとしたいとするもので、基金の使途を新十津川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業に要する経費及び返礼品や募集経費を含むふるさと納税制度の運用に要する経費に改正をしたいとする内容でございます。

附則といたしまして、第1項は、施行期日を令和4年4月1日からの施行とし、第2項は、経過措置の規定でございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りたくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第13号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第14号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第7、議案第14号、新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第14号、167ページをお開き願います。

新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正について。

新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。  
提案理由でございます。

保険適用となる不妊治療の拡充等に伴い、本町における不妊治療に要する費用の助成内容を見直し、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、保健福祉課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） ただ今上程いただきました議案第14号、新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正について内容の説明を申し上げます。

本条例は、不妊治療を受けている夫婦に対し、不妊治療に要する費用を助成し、当該夫婦の経済的負担を軽減することで、少子化対策の推進に寄与することを目的としております。

今回の改正は、これまで保険適用外だった特定不妊治療につきまして、令和4年4月から保険適用となることに伴い、その保険適用となる不妊治療の自己負担分に対して費用の助成を行い、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、所要の改正を行うものでございます。

お手元の新旧対照表も併せてご覧ください。新旧対照表13ページをご覧ください。

第2条第4号及び第5号につきましては、一般不妊治療と特定不妊治療の定義を定めるものであります。これまで、保険給付の適用外であった人工授精による不妊治療が一般不妊治療として保険適用となることからその文言を削除し、特定不妊治療を除いた不妊治療を一般不妊治療とし、特定不妊治療については、保険給付の適用となる不妊治療のうち、規則で定める不妊治療と定義します。

なお、規則で定める特定不妊治療については、現行第5号で定めております体外受精及び顕微授精並びに不妊治療の一環として行われる精子採取のための手術療法などを規定することとしております。

第3条、助成の内容については、同じく特定不妊治療が保険適用になることに伴う用語の整理による改正でございます。

第4条につきましては、助成の対象者を明確化するための文言の追加でございます。

14ページをお開きください。

同条第2号につきましては、用語の整理による改正でございます。

同条第6号については、特定不妊治療が保険適用となることにより、北海道特定不妊治療費助成要綱が廃止となることから、規定を削除するものでございます。

第5条第1項第2号につきましては、特定不妊治療が保険適用になることに伴う用語の整理による改正でございます。

同条第2項第3号につきましては、現行第3号の削除に伴う、号の繰り上げによる改正でございます。

議案をご覧ください。

附則でございます。

附則第1項、施行期日につきまして、この条例は、令和4年4月1日から施行いたします。

附則第2項、経過措置ですが、特定不妊治療につきまして、令和3年度から令和4年度に年度をまたぐ治療について、現行助成金の対象とするよう経過措置を設けるもので、その必要な経過措置を規則で定めるとするものでございます。

以上、議案第14号、新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第14号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第15号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第8、議案第15号、新十津川町暴力団排除条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第15号、169ページをお開き願います。

新十津川町暴力団排除条例の一部改正について。

新十津川町暴力団排除条例の一部を改正する条例を次のように定める。

175ページをお開き願います。

提案理由でございます。

暴力団以外の反社会的な活動を行う集団及び個人も排除の対象とし、町民の安全で安心な生活の確保等を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） ただいま上程いただきました議案第15号、新十津川町暴力団排除条例の一部改正について内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、近年いわゆる半グレなどと呼ばれる、暴力団に属さないが、暴力団の威力を背景に不法行為を行う集団や、暴力等の不法行為で企業を恐喝するいわゆる総会屋と呼ばれる集団の活動が顕著となってきていることから、町が交付する補助金の交付や公の施設の利用について、排除の対象に、暴力団以外の反社会的な活動を行う集団及び個人を

追加し、町民の安全で安心な生活の確保及び地域経済の健全な発展が図られるよう、本条例の改正を行うものでございます。

お手元の新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表15ページをご覧ください。

条例の題名につきましては、新十津川町反社会的勢力排除条例と改正いたします。

第1条につきましては、暴力団を反社会的勢力に語句を改正いたします。

第2条は用語の定義でありまして、第1号に反社会的勢力を新たに加えるものでございまして、暴力若しくは威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人の例といたしましては、暴力団に属していないが、暴力的な不法行為を繰り返す反社会的集団として、警察から準暴力団として認定された集団、総会屋など企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者、社会運動若しくは政治活動を偽装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者、前述以外の暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人などを想定しております。

第2号以降は、改正前の第1号以降を第2号以降に変更し、暴力団を反社会的勢力への語句の変更及び引用条項の条ずれの改正を行っております。

16ページから18ページの第3条、第4条、第6条、第7条につきましても、条文中の暴力団、暴力団員の語句を反社会的勢力に改正するものでございます。

18ページ下段の第8条におきましては、給付金等の交付における措置を新たに定めるもので、町は、補助金等が反社会的勢力の活動を助長し、又は反社会的勢力の運営に資することとなるものと認めるときは、給付金等の交付等について、当該給付金等の交付等の決定をせず若しくは決定を取り消し、又は既に交付した給付金の全部若しくは一部を返還させることができることとしております。

申請者の確認方法としましては、暴力団の構成員については警察への事前の確認は行えますが、反社会的勢力の個人の場合は確認が行えないため、申請書の反社会的勢力でないことを誓約するチェック欄にチェックを入れていただき、その後その人が虚偽の申告をして、警察の捜査等により反社会的勢力に属する者であったと分かった場合、第8条を適用することになります。

誓約欄にチェックを入れてもらうことにより、一定の抑止効果は期待できるものと思っております。

19ページから20ページにかけましては、改正前の第9条以降を第10条以降に改正し、第14条を第15条として、各条の暴力団を反社会的勢力への語句の改正を行っております。

議案書の170ページに戻りまして、附則について申し上げます。

第1項で、条例の施行日を令和4年4月1日と定め、第2項から175ページの第26項までの暴力団排除の規定がある公の25施設の設置管理条例について、排除の対象を反社会的勢力に改正いたします。

なお、使用、利用に係る許可申請様式も各規則の改正により、反社会的勢力でないことを誓約するチェック欄を追加する改正も行い対応いたします。

以上、新十津川町暴力団排除条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第15号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで13時まで休憩といたします。

（午前11時54分）

---

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後 1 時00分）

---

◎議案第16号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第 9、議案第16号、新十津川町中小企業者応援条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第16号、177ページをお開き願います。

新十津川町中小企業者応援条例の一部改正について。

新十津川町中小企業者応援条例の一部を改正する条例を次のように定める。

裏面をお開き願います。提案理由でございます。

補助金の交付対象とする中小企業者の取組に事業の承継に係る取組を追加することにより、町内における業種の存続を図り、町民の利便性の確保等に資するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、産業振興課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 小松敬典君登壇〕

○産業振興課長（小松敬典君） それでは、ただいま上程いただきました議案第16号、新十津川町中小企業者応援条例の一部改正について内容の説明をさせていただきます。

今回の条例の一部改正は、現在5つの取組からなる補助対象事業に、6つ目となる中小企業者が事業を承継する場合の取組に対し助成する項目を一つ加える趣旨の改正内容でございます。

合わせて、現行の条例では、第3条第1項の各号に補助事業の名称を列記し、第4条から第8条までに補助対象となる具体的な内容を表記しておりましたが、改正後は、現行の第3条から第8条までを第3条の条文の中に一つにまとめ、具体的な補助対象となる「事業」を「取組」という表現に改めるといった内容の改正でございます。

それでは、お手元の資料、新旧対照表の35ページをご覧ください。

今回、補助対象事業として加えるのは、改正案の第3条第1項の第6号において、事業

の承継に係る取組に対し助成する項目を加えたいとするものでございます。

これまで長年町内で親しまれている店舗や事業所の経営者が、ご自身の業種を存続する取組及びその業種を受け継いだ者が経営を存続していく取組、すなわち、事業を引き継ぐ場合に、事業を引き渡す側と引き継ぐ側の双方に支援することを目的としてございます。

なお、令和元年第2回定例会において、現行条例の第8条、新旧対照表では36ページの下段になりますが、人材確保事業に対する助成の項目を加えたわけではございますが、その際に、前のページの第3条第1項第5号にも人材確保の事業の名称を列記するべきところ欠落しておりましたので、今回の改正案をもって第5号には、人材確保のための新たな取組と第6号には、今回の事業の承継に係る取組の2つの項目が増えておりますことをご了承願いたいと存じます。

改正案の第3条第2項では、補助金の交付を受けることができる中小企業者には、事業の承継を行ったことにより中小企業者でなくなった先代の経営者が、個人として補助金を受け取ることができることとしてございます。

また、次の同条第3項では、申請者は中小企業者であること。かつ、商工会に加入していることが条件となり、カッコ書きで先代の経営者にあつては、事業の承継を開始しようとする際に商工会に加入していることを条件としてございます。

新旧対照表の36ページでは、先ほどご説明しましたとおり、第4条から第8条については、改正案の第3条に溶け込ませておりますので、一括削除することといたします。

次に、新旧対照表の37ページから39ページでは、現行条例の第9条以降を文言修正をしながら、改正案では第4条以降に条文を繰り上げて整理してございます。

議案の178ページにお戻りください。

附則としまして、この条例の施行日を令和4年4月1日とするものでございます。

また、経過措置として、この条例の施行前3月31日までに現行の条例を適用して行った事業又は決定した行為については、条例改正後の令和4年4月以降においても改正後の条例に当てはめて適用させることとしてございます。

以上を申し上げ、新十津川町中小企業者応援条例の一部改正についての説明内容とさせていただきます。よろしく議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第16号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第17号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第10、議案第17号、新十津川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第17号、179ページになります。

新十津川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付条例の一部改正について。

新十津川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

くみ取便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合における既設のくみ取便槽の処分に要した工事費の額について新たに補助し、合併処理浄化槽への転換の促進を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては住民課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） ただいま上程いただきました議案第17号、新十津川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、今までは、くみ取便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合において、既設のくみ取便槽の処分に要する工事費については補助の対象外でありましたが、国の制度改正に合わせ、新たに補助の対象とするもので、合併処理浄化槽への転換が更に促進されるよう、本条例について改正を行うものでございます。

お手元の新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表41ページをご覧ください。

国の制度改正に伴い、単独処理浄化槽からの転換とくみ取便槽からの転換に係る工事費の補助対象が同一となったことから、第7条第2項第1号においては、既設の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の処分に要した工事費の額、第2号におきましては、流入管、ます及び放流管の設置に係る工事費の額の文言整理をしております。

議案書の179ページに戻りまして、附則について申し上げます。

第1項で、条例の施行日を令和4年4月1日と定め、第2項で経過措置を定めております。

以上、新十津川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第17号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第18号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第11、議案第18号、新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第18号、181ページになります。新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部改正について。

新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次の



ように定める。

裏面をお開き願います。提案理由でございます。

家庭系廃棄物の処理に係る指定ごみ袋に新たな容量の規格を追加し、ごみの排出に係る町民の利便性の向上を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

今回の改正は、生ごみ袋の1.5リットルを新たに追加し、生ごみの排出に係る町民の利便性を図るとともに、生ごみの排出量、食品ロスの削減に資するため、本条例について改正を行うものでございます。

新旧対照表も併せてご参照願いたいと思います。43ページになります。

別表の改正でありますけれども、生ごみに係る区分3リットル及び25円の下段に1.5リットル及び12円を加えるものでございます。

議案書の附則につきましては、令和4年6月1日から施行をするということでございます。

以上、新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部改正についての提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第18号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎一括上程の議決

○議長（笹木正文君） お諮りいたします。

次に上程されます日程第12から日程第16までの案件につきましては、関連がございますので一括上程をいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第12、議案第19号、令和4年度新十津川町一般会計予算。

日程第13、議案第20号、令和4年度新十津川町国民健康保険特別会計予算。

日程第14、議案第21号、令和4年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算。

日程第15、議案第22号、令和4年度新十津川町下水道事業特別会計予算。

日程第16、議案第23号、令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算は、一括議題とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第19号から議案第23号の上程、概要説明、質疑

○議長（笹木正文君） それでは議案第19号から議案第23号までにつきまして、提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま一括上程いただきました議案第19号の令和4年度新十津川町一般会計予算から議案第23号、令和4年度農業集落排水事業特別会計予算までの提案

理由についてご説明申し上げます。

別冊の令和4年度各会計予算書1ページをお開き願います。

議案第19号、令和4年度新十津川町一般会計予算。

令和4年度新十津川町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72億8,648万7千円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

継続費。

第2条、地方自治法第212条第1項の規定による、継続費の経費の総額及び年割額は、第2表継続費による。

債務負担行為。

第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第3表債務負担行為による。

地方債。

第4条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第4表地方債による。

一時借入金。

第5条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

続きまして、213ページをお開き願います。

議案第20号、令和4年度新十津川町国民健康保険特別会計予算。

令和4年度新十津川町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,469万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5千万円と定める。

次に、243ページをお開き願います。

議案第21号、令和4年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算。

令和4年度新十津川町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,384万8千円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

次に、257ページをお開き願います。

議案第22号、令和4年度新十津川町下水道事業特別会計予算。

令和4年度新十津川町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億797万9千円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5千万円と定める。

次に、283ページをお開き願います。

議案第23号、令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算。

令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,143万9千円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

なお、一般会計から農業集落排水事業特別会計予算までの予算案の概要の説明につきましては、副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、各会計の予算概要についての説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） それでは上程いただきました議案第19号から第23号までの令和4年度一般会計及び各特別会計予算案の概要を申し上げます。

お手元の令和4年度新十津川町当初予算案の概要に基づきまして、説明をさせていただきますと存じます。

なお、概要にかかる1ページ、2ページの予算編成方針、10ページの建設事業計画、11ページ、12ページの令和4年度各会計歳入歳出予算案概要につきましては、先の両委員会におきまして説明申し上げますので、ここでは3ページから9ページまでの主要事業について概要を申し上げたいと思います。

なお、主要事業のうち継続的事业もございまして、これにつきましては説明を省略させていただきますと存じます。

まず、3ページをお開き願います。

新型コロナウイルス感染症対策についてでございますが、コロナ禍において、経済的影響の大きい宿泊業、飲食業の誘客に対する支援策を講ずるものでございまして、宿泊費割

引に対する助成、地域共通クーポンの上乗せクーポン発行、町内飲食店での割引クーポン発行などによりまして支援を行う緊急経済対策事業に3,000万円を計上してございます。

外食産業の低迷による米価下落で農業所得が減少してございますので、水稻の種もみ購入費を助成する水稻種もみ購入費助成事業に660万円を計上してございます。

10月にリニューアルオープンする農村環境改善センターに抗ウイルス剤を施工し、利用者の安全を図るために公共施設新型コロナ対策事業に988万円を計上してございます。

中学校体育館のトイレを洋式化するなど衛生環境を確保し感染リスクを低減させるとともに、体育館は災害時の避難所となることから、多目的トイレ、洗面台、更衣室などを整備するため中学校体育館トイレの改修を行うというものに対しまして3,614万円を計上してございます。

次に、第6次総合計画の6つの目標に沿いまして主要事業の概要をご説明申し上げます。

1つ目の住みよい暮らしがあるについてでございますが、4ページ、環境の保全につきましては、現在のごみ収集体制に加えまして、保育園と子育て支援センターにおむつ回収ボックスを設置し、おむつ回収の機会を増やす取組を追加し、ごみ収集事業で5,397万円を計上してございます。

生活基盤の充実におきましては、ウッドショックや住宅設備などによる住宅建築などの遅れが見込まれることから、当該事業を1年間延長する定住促進事業に5,649万円を計上してございます。

公営住宅さくら団地の建て替えに係る実施設計と団地周辺道路再編のための実施設計を行うため、公営住宅建設事業として2,762万円を計上してございます。

札沼線踏切跡地の見通しを良くする改良を行う踏切視距改良事業に3,050万円を計上してございます。

新十津川駅跡地を公園として整備するとともに、線路で分断されていた地区を接続する道路の新設や宅地10区画を販売する新十津川駅跡地整備事業に1億1,724万円を計上してございます。

5ページにお移りいただきまして、交通環境の充実におきましては、4月1日から役場庁舎をターミナルとする新たな地域公共交通網を運行し、運行する車両の位置がスマホで確認できるように実施するなど取り組みを充実させる地域公共交通確保事業に対しまして3,126万円を計上してございます。

次に2つ目の笑顔がつづく健康があるについてでございます。

地域福祉の推進におきましては、現在、改修工事を実施しております農村環境改善センターは、10月のリニューアル後に、地域住民活動と福祉の拠点施設といたします。その農村環境改善センター改修事業に2億4,655万円を計上してございます。

保育園に屋外遊具、保育園と子育て支援センターに室内遊具をそれぞれ整備いたします子育て施設の遊具整備に対しまして424万円を計上してございます。

健康づくりの推進におきましては、従来 of 事業に加えまして、3歳児健診において、弱視の因子を早期に発見し治療に繋げるため、スポットビジョンスクリーナーを用いた屈折異常検査を行ってまいりますことを加える乳幼児健康診査・相談事業に172万円を計上してございます。

6ページにお移りいただきまして、3つ目の活気あふれる産業があるについてござい

ます。

農林業の振興におきましては、GPS田植え機やドローンなどの導入費用を助成するとともにスマート農業実証プロジェクトの実施による高品質米の生産技術の検証を行う次世代農業推進支援事業に1,920万円を計上してございます。

札幌市での農産物直売のほか、7から8月の毎週月曜日、役場前で農産物の販売を行い町内産農産物をPRしていく農産物等PR推進事業に100万円を計上してございます。

商工業の振興におきましては、中小企業者の店舗整備や販路拡大などの取組に助成するとともに、事業者が事業継承を行いやすい支援を行う中小企業者応援事業に1,300万円を計上してございます。

7ページにお移りいただきまして、観光の振興につきましては、ふるさと公園で第2期となる工事を行い、水景施設、ネット遊具、大屋根マルシェテラス、便益施設などを整備するため、ふるさと公園リニューアルに対しまして4億3,482万円を計上してございます。

次は4つ目、心やすらぐ備えがあるについてでございます。

防災体制の強化におきましては、これまで実施できなかった3年に一度の総合防災訓練を5年ぶりに4年度実施をいたし、コロナ禍の避難所運営などを検証するため地域防災力強化推進事業に259万円を計上してございます。

生活安全体制の充実におきましては、高齢者等が自動車を運転する際に生じる可能性のあるペダル踏み間違いを防止する安全装置の設置費用を助成する交通事故抑制支援事業に40万円を計上してございます。

8ページにお移りいただきたいと思えます。

5つ目の未来を叶える学びがあるについてでございます。

学校教育の充実におきましては、小学校の教室や保健室などにエアコンを整備し、熱中症を予防するなど快適な学校環境を整える小学校空調設備整備事業に5,234万円を計上してございます。

専門体育講師を招いたり、英検、漢検の受験料助成を行うほか、中学校の修学旅行で東日本大震災の被災地で学ぶプログラムを実施するため、これに係る保護者負担に対して助成するなどの取組を行う小中学校の特色ある教育の推進に対しまして271万円を計上してございます。

生涯学習の充実におきましては、文化、スポーツ少年団の活動を支援するため、活動経費や全道、全国大会参加経費を助成し、また、指導者を地域で支える体制づくりに支援を行います少年団活動の支援に対しまして530万円を計上してございます。

庁舎完成記念コンサートやNHKワンワンと遊ぼうショーなどを開催する芸術鑑賞事業に714万円を計上してございます。

9ページにお移り願います。

図書館と学校図書館の運営を委託し、民間のノウハウによる魅力あるサービスを提供する図書館運営の包括業務委託に対しまして2,703万円を計上してございます。

次、6つ目の助け合う絆があるについてでございます。

住民共同の推進、健全財政の堅持、その他におきましては、コンビニでいつでも納税できるようにするための準備を進め、令和5年4月から当該サービスを開始するために、コンビニ収納の導入に対する取組を行う費用といたしまして341万円を計上してござい

ます。

以上で、令和4年度予算案の概要の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第19号から議案第23号までの提案理由並びに概要の説明を終わります。

それでは、これより予算概要についてのみの質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

---

◎予算審査特別委員会の設置、正副委員長を選任

○議長（笹木正文君） お諮りいたします。

昨日の本会議で議会運営委員長から、令和4年度予算に関連する条例改正案及び各会計予算案の審議については、予算審査特別委員会を設置し、審議を行うとの報告がありました。

については、議会運営委員長報告のとおり、予算審査特別委員会を設置し審議を行うことにしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、令和4年度予算に関連する条例改正案及び各会計予算案の審議については、予算審査特別委員会を設置し、審議することに決定をいたしました。

続けてお諮りいたします。

委員会の構成につきましては、同じく議会運営委員長報告のとおり、議長を除く議員9名ということで決定いたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の構成は、議長を除く議員9名と決定をいたしました。

特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、新十津川町議会委員会条例第8条第2項の規定により互選となっております。

このあと休憩をいたしますので、休憩中に予算審査特別委員会を開き、正副委員長の互選をお願いいたします。

ここで、暫時休憩といたします。

（午後1時37分）

---

○議長（笹木正文君） 休憩を解きまして、会議を再開いたしたいと思っております。

（午後1時42分）

○議長（笹木正文君） 休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元にまいりましたので報告をいたします。

予算審査特別委員会委員長に長谷川秀樹君、副委員長に村井利行君。以上のとおり互選

された旨の報告がございました。

お諮りいたします。

令和4年度予算に関連する条例改正案である議案第13号、議案第14号、議案第16号、議案第17号及び議案第18号並びに令和4年度予算案である議案第19号から議案第23号までについて、予算審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、議案第14号、議案第16号、議案第17号及び議案第18号並びに議案第19号から議案第23号までを予算審査特別委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第24号

○議長（笹木正文君） 日程第17、議案第24号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第24号、183ページになります。公の施設の指定管理者の指定について。

町は、公の施設の管理を代行させるため、次のとおり指定管理者を指定する。

提案理由でございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在地及び名称。

所在地と名称ごとに申し上げます。

樺戸郡新十津川町字総進188番地5、サンヒルズ・サライ。

樺戸郡新十津川町字総進190番地1、新十津川町ケビン村ヴィラトップ。

樺戸郡新十津川町字中央5番地1、新十津川物産館。

樺戸郡新十津川町字学園21番地3、新十津川町農林産物加工センター。

2、指定管理者となる団体の住所及び名称、樺戸郡新十津川町字中央5番地1、株式会社新十津川総合振興公社、代表取締役、小林透。

3、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。

これまで指定管理者でありました株式会社新十津川総合振興公社は、それぞれの4施設の適正な維持管理と適切な運営に努めていただいていたところでございます。指定管理者選定委員会においては、実績等を評価するとの報告を受けておりますので、引き続き指定管理者として相応しい株式会社新十津川総合振興公社に今後5年間指定管理をしたいとしますのでございます。

以上を申し上げ、提案理由と内容の説明といたします。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第24号について、提案理由並びに内容の説明を終わり

ます。

---

◎散会の宣告

- 議長（笹木正文君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。  
なお、明日11日及び14日は、議案調査のため休会となっております。  
15日は、午前10時から開会をいたしますので、よろしく願いをいたします。  
それでは、本日の本会議はこれにて散会といたします。  
ご苦労さまでした。

(午後 1 時47分)



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

## 令和4年第1回新十津川町議会定例会

令和4年3月15日（火曜日）

午前10時00分開議

### ◎議事日程（第3号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 一般質問
- 第3 議案第4号 新十津川町定住促進条例の一部改正について  
（質疑、討論及び採決）
- 第4 議案第5号 新十津川町住宅改修促進条例の一部改正について  
（質疑、討論及び採決）
- 第5 議案第6号 新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正について  
（質疑、討論及び採決）
- 第6 議案第7号 令和3年度新十津川町一般会計補正予算（第10号）  
（質疑、討論及び採決）
- 第7 議案第8号 令和3年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
（質疑、討論及び採決）
- 第8 議案第9号 令和3年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
（質疑、討論及び採決）
- 第9 議案第10号 令和3年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
（質疑、討論及び採決）
- 第10 議案第11号 令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
（質疑、討論及び採決）
- 第11 議案第25号 工事請負契約の締結について  
（内容説明、質疑、討論及び採決）
- 第12 議案第26号 工事請負契約の締結について  
（内容説明、質疑、討論及び採決）

### ◎出席議員（10名）

2番 村井利行君	3番 進藤久美子君
4番 鈴井康裕君	5番 小玉博崇君
6番 杉本初美君	7番 西内陽美君
8番 長谷川秀樹君	9番 長名實君
10番 安中経人君	11番 笹木正文君

### ◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊 田 義 信 君
副町長	小 林 透 君
教育長	久保田 純 史 君
代表監査委員	岩 井 良 道 君
監査委員	奥 芝 理 郎 君
会計管理者	内 田 充 君
総務課長	寺 田 佳 正 君
住民課長	長 島 史 和 君
保健福祉課長	坂 下 佳 則 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小 松 敬 典 君
建設課長	谷 口 秀 樹 君
教育委員会事務局長	鎌 田 章 宏 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	窪 田 謙 治 君
--------	-----------

---

◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） 皆さんおはようございます。ただいま出席している議員は10名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、6番、杉本初美君。7番、西内陽美君。兩名を指名いたします。

---

◎一般質問

○議長（笹木正文君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、配付してあります通告表に基づき進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

5番、小玉博崇君。登壇の上、発言をお願いいたします。

〔5番 小玉博崇君登壇〕

○5番（小玉博崇君） それでは、議長のご指示がございましたので、一般質問を行いたいと思います。

社会教育の意義と果たすべき役割について、教育長に質問をさせていただきたいと思っております。

平成30年の中央教育審議会、人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策についてでは、多様化、複雑化する地域課題と社会の変化に対応する社会教育の意義と果たすべき役割として、社会教育を基盤とした人づくり、つながりづくり、地域づくりの推進が重要視されております。

教育行政においては、教える側と学ぶ側で行われる教育による学習、それと、学ぶ者のみで行われる自己学習、この二つを包含した生涯学習という視点が強調される中で、住民が学習を通じて地域運営に主体的に関わり、自らの地域や生活をより良くするために行われる教育による学習の一つである社会教育の意義を今一度、本町でも再認識する必要性を感じております。

第7期新十津川町社会教育実施計画が最終年となり、新たな計画策定をする時期の中で、本町における社会教育の意義と社会教育を通じてどのような地域を目指していくのか教育長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。それでは、5番議員のご質問にお答えいたします。

ご質問にありますとおり、平成30年の第9期中央教育審議会の答申では、社会教育は、個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割を持ち、その要となるのが、学びの場を通じた住民相互のつながりであり、人づくり、つながりづくり、地域づくりの重要性がますます大きくなっているとされておりますが、本町におきましては、今までにおいても類いまれな開拓の歴史と先人の逞しい精神を礎として、すべての町民が未来に夢を持つこと、郷土を発展させることに向けて取り組んでまいりました。

地域づくりにおきましては、行政区や町内会が中心となり、まちづくりや住民のコミュニケーション形成のために各種事業や行事が行われております。

また、私どもが所掌する社会教育におきましては、昭和62年に策定した第1期社会教育実施計画から現在の7期まで、豊かな心をはぐくみ、生涯にわたり学び続けることが重要として、今期の5年間におきましても、各種事業に取り組む予定でありましたけども、コロナ禍によりこの2年間は数多くの事業や活動が中止となりました。計画最終年の令和4年度こそは、町民が健康で元気を取り戻し、豊かな心が育まれる行事を実施したいと考えているところであります。

また、2年間に及ぶコロナ禍の生活で、課題であったり、新たなアイデアが生まれたこともあります。例えば、会議や行事におきましても、今までの対面からICTも含めた効果的な組み合わせによる交流や、人と人との繋がりを広げる取り組みなども検討していかなければならないと思います。

また、人生100年時代を迎え、町民がまちづくりや絆づくり、趣味や教養、スポーツや交流活動など生涯を通じて知識と時代の変化に応じた学びができるために、現下の状況や町民のニーズを適確に分析し、令和4年度には第8期の社会教育実施計画を社会教育委員が中心となる策定委員会におきまして熟議を交わし、計画策定してまいりたいと考えているところでございます。

中央教育審議会の議論として、命を守ることや子ども、若者の地域社会への主体的な参加については、現在、町長部局で行っておりますまちづくり懇談会や防災訓練などとの関連もありますので、課題解決や地域の活性化につながる人づくりや地域づくりなどについては、共に連携を図りながら主権者意識の涵養にもつなげてまいりたいと考えております。

以上、5番議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問ございますか。

はい、5番、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） 私が今回の質問で社会教育というところをピックアップした理由ですけれども、今、本町においても、やはり地域コミュニティ、人と人とのつながりの希薄化、高齢化、様々な地域には多様な課題が存在してきております。

社会教育というのは、先ほども説明をさせていただいたように、教える側と教わる側がある、それで社会で行われる教育というふうになりまして、最も大事なのは、教える側がしっかり意図を持って、目標を持って行うというのがこの社会教育の一番の重要性というふうに感じております。

今一度、この私たちの暮らす町が様々な課題がある中で、この社会教育を通じて地域住

民がやっぱり主体的に学んでいくというこの社会教育が大事だということから、この質問をさせていただいておりますけれども、再質問においては、教育長の具体的な方策についてお聞きしたいというふうに思っております。

先ほど答申の中でもありました人づくり、つながりづくり、地域づくり、この3点についてお聞きしたいというふうに思います。

まず、人づくりですけれども、地域の課題解決等に熱意を持って取り組む多様な人材を社会教育活動に巻き込むことが重要とされております。地域の学びの活動を活性化する人材の育成をどのように行うのか。

二つ目、つながりづくりです。

社会教育は教育委員会のみで企画運営されるものではございません。先ほど言ったように防災教育や福祉教育、様々な分野で行われるものです。様々なセクションで実施されているこの社会教育をコーディネートするのが教育委員会ではないかなというふうに感じております。

そこで、官民を含めた連携、また、協働の取り組みをどのように行うのかお聞きしたいというふうに思います。

三つ目、地域づくりです。

幅広い年代の学びの場として、様々な年代の方々の参画を促すなど、住民の主体的な参加促進をどのように促していくのか。

この3点について、教育長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 5番議員の再質問にお答えいたします。

一番目の人づくりにつきましては、教育委員会の方で、それぞれの資格等を有する方に対しまして登録制度がございます。そういう方を有効的に活用して社会教育の場で指導していただいたり、そういうことに現在取り組んでいるところでございますし、そのニーズに対応できる人材がない場合もございますけれども、その点につきましては、専門家の講師を招へいするとか、そういうことも大切ではないかと思っております。

また、2番目のつながりづくり、地域づくり、地域とのつながりということでございますが、先ほども答弁でお答えしましたけれども、例えば、まちづくり懇談会を開催した際には、現在は行政区単位だけではなくて、その中で青年層あるいは子育てする保護者を対象としたまちづくりの懇談会をしているところでございます。そのような中で、青年についても異業種間の意見を発言していただいたり、その中で人と人とのつながりや交流もできていると思っておりますし、また、子育てする保護者の方も、そこでいろいろ町や教育に対する意見をいただいた中で、人と人とのコミュニケーションも図られているというふうに考えております。

いずれにいたしましても、学びを通じて地域課題や社会教育課題に取り組む場合につきましては、今ほどらいお話の出しております中教審の答申でも、教育委員会だけで実施せず、これについては、市長部局と民間、5番議員さんがおっしゃりましたように、幅広い連携をもって進めていくことが大切だと思っておりますので、そういう課題に取り組んでいきたいと思っております。

また、3番目の住民との協働という意味におきましても、それぞれの人々の思いや、また、社会教育をもたらす基盤づくりは重要でございますので、これに対しても、今ほどの意見も含めた中で、次の8次の計画に取り入れていきたいと考えているところでございます。

以上申し上げまして、5番議員の再質問のお答えといたします。

○議長（笹木正文君） 再々質問はございますか。

はい、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） 今ほど3点のご質問をさせていただきましたが、かなりこれは企画コーディネータ力というのがとても大事になってくるかなって思うふうにあります。

先ほど言ったように、社会教育というのは何を目的として社会教育をするのかっていうところが大事になってきますので、どうしても今本町の状況を見ると、生涯教育という包含された中で、学校教育だとか、すごく力を入れてる部分があるんですが、私はちょっと社会教育という部分が少し弱いんじゃないかなという思いを持っているところです。

ですから今一度、この社会教育が目指す意義と、人づくりやつながりづくり、地域づくりというところを目指した意図を持った、教育行政として意図を持った社会教育というのを多様な方々を集めてやっていく取り組みを是非考えていただいて、次期計画に盛り込んでいただきたいというふうに思っております。

最後の質問ですけれども、いよいよ今年の秋には改善センターがリニューアルオープンします。福祉と社会教育の拠点として新たなスタートをするわけですけれども、これまで福祉部署とのつながりが主であった社会福祉協議会との連携により、子どもや元気な高齢者以外にも、孤立傾向にある高齢者や障害者などもこういった社会教育に巻き込んでいけるというふうに期待しております。

新たに生まれ変わる改善センターを活用した社会教育の充実をどのように教育長が構想しているのか、また、社会福祉協議会との連携により、社会教育面でどのような効果を目指しているのか、最後に質問させていただきたいと思っております。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 5番議員の再々質問にお答えいたします。

今年の秋にリニューアルされます改善センターを拠点とした社会福祉協議会との連携についてでございますけれども、私の執行方針にも記載させていただきましたけれども、町民に優しさを享受できる施設として、現在行っている社会福祉協議会の活動と教育委員会との活動をマッチした中で、すべての町民の皆さんが学べる、成長できる、交流できる施設となるよう、この新年度から検討を進めてまいりたいと思っております。

社会福祉協議会ですまいるあっぷ事業などを各行政区で展開しておりますが、その後に例えば、改善センターばかりでなくても、こちらの行政区の方でさらに教育委員会が考え企画する行事をして、さらに住民の方が楽しめないかと、あるいは改善センターに来、福祉と教育が融合した活動、行事をして、更に町民の皆さんが楽しめる、絆づくりができる行事ができないか、そのようなことを4月から社会福祉協議会、保健福祉課も含めて検討をしていきたいと、そのように考えていることを申し上げ、5番議員の再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） はい、よろしいですね。

これを持ちまして、一般質問を終了いたします。

---

○議長（笹木正文君） 日程第3に入る前に、議案第4号から議案第11号までの案件につきましては、3月9日の定例本会議で、提案理由並びに内容の説明が終わっております。よって、ただちに質疑に入りますので、よろしく願いいたします。

---

◎議案第4号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第3、議案第4号、新十津川町定住促進条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、新十津川町定住促進条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第4、議案第5号、新十津川町住宅改修促進条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕



○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、新十津川町住宅改修促進条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第6号、新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第6、議案第7号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算第10号を議題といたします。

これより質疑に入りますが、議案の量が多いことから、議案のページをいくつか区切って質疑を取ります。

また、質疑を行う際には、議案のページ、予算科目、事業名を最初に示した上で発言するよう、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

はじめに、18ページから59ページまでの歳入について質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、鈴井康裕君。

○4番（鈴井康裕君） 歳入に関して20ページ、地方譲与税、3の森林環境譲与税でございしますが、これが185万6千円の減額となっております。これは、令和元年の経済文教常任委員会の時に説明のあったとおり、新たに設けられた基金ということで積み立てを最初は考えていたと。

当初の予算では、令和元年から3年までは同じ額を給付されると。で、令和4年から上がるというような予定を聞いておりましたが、この最後になって補正されたと、去年と当初は、去年と同じで1,401万2千円、当初、令和3年も同じ予算でしたが、最後に補正額

を減額されたのはどのような理由によるものでしょうか。お願いします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） それでは、4番議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

令和3年度の森林環境譲与税185万6千円減額になっておりますが、こちらの方については、本来、令和2年、令和3年同じ金額を譲与されるということになっておりましたが、算定の基礎数値に国勢調査の人口というのが入っておりまして、去年は平成27年の国勢調査の人口を用いまして、今年度については、令和2年の国勢調査の数値が固まりましたので、この国勢調査の人口を拾いますと、本町については人口が減っておりますので、この185万6千円減額になったと、そういう理由でございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

それではほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に歳出、60ページの1款議会費から75ページの3款民生費までについて質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） ページ数73ページ、障害者福祉費の事業番号、障害者自立支援事業の部分ですけれども、今回1,420万7千円増額ということで、障害福祉サービスの給付費の不足ということでございましたが、不足されたそのサービスの種別、それとその種別ごとの額が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） 5番議員の質問にお答えいたします。

今回、障害者自立支援事業ということで1,400万円の増額補正をさせていただきましたけれども、主な増額の部分につきましては、介護給付訓練給付の部分において、生活介護の部分当初の予算見込みよりも335万円ほど不足しているという状況にございました。その他、就労継続A型につきましては、当初見込み6件のところ9件のサービスがございまして、そこで315万9千円、そのほかグループホームの部分で30件の見込みが32件ということで、ここで348万1千円というような大きな過不足が生じまして、それに伴って、今回このような額の増額ということで補正予算計上させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

長谷川秀樹君。

○8番（長谷川秀樹君） それでは2款1項1目職員研修事業、このことについてお伺いいたします。ページは63ページ。

職員の研修事業というのは、なかなか計画どおりに進んだっていうことはなかなかなかったわけですが、ここ2年コロナという状況の中で、なおさら研修地に出向いたり、あるいは長期間の研修だったりってところが難しいことだったのかなというふうには思うんですけども、形を変えたオンライン研修だとかそういった形の中で、地元で研修できる、そういった方法もできたと思うんですけども、そういった中で旅費であるとか、滞在費だとか、そういった部分の減額っていうところもあろうかなと思うんですけども、オンライン研修を含めた中で研修の参加状況っていうか、そういったものをお聞かせ願えればと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただいまの8番議員の質疑にお答えいたします。

今、質疑の内容にありましたように、コロナという状況にごさいます、なかなか現地に出向いての研修というのができないという状況でごさいます。ちょっと概要をお話いたしますと、とりわけ東京の方に行くような研修、自治大学校あるいは市町村アカデミー、そういったところの研修も予定してごさいましたが、そういった所への研修というのはコロナの関係で派遣を見送ったというふうな経緯がごさいます。

そういったところにつきましては、オンラインの研修というのがごさいませんでしたので、やむなく欠席ということになってごさいます。

一方、自主研修等におきましては、いろいろ職員が時の課題をつかまえて、自主的に学びたいとする研修でごさいます、昨年、5名の申し込みがありました、そのうち4名がウェブでの研修ということで、庁舎内の会議室を使つての研修を受講してごさいます。

全体としては、昨年、予算としては小さな研修も含めまして73名を予定してごさいましたが、研修の参加という意味では21名というふうな、そういった実績となってごさいます。以上でごさいます。

○議長（笹木正文君） いいですか。

ほかに質疑ごさいませんか。

4番、鈴木康裕君。

○4番（鈴木康裕君） 65ページ、財産管理費のうちの8番、9番、庁舎建設事業並びに庁舎移転事業でごさいます。

最終年度ということで、舗装工事など主に外構工事なんですが、減額4,100万円と移転も900万円と、25億の工事の割にはこの減額がかなり大きいと。なぜこのように減額されたのか、節約できたのか、その辺の理由を教えてください。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） それでは、4番議員のご質問にお答えいたしますが、庁舎建設事業は建設課で所管しておりますので、そちらの8番の事業についてご説明申し上げます。

今回3年度の補正予算ということで、工事の項目としましては、庁舎の解体工事、建築2期工事です、ね前の部分の工事と、外構その1の債務負担行為分と、外構工事その2工事分という4件の工事のごさいました。

それぞれ実績見合いで精査しますと、このような減額が生じたということで、4本の工事の最終的な請負残ということでございます。以上です。

○議長（笹木正文君） 総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） それでは、4番議員の質疑にお答えいたします。

私の方からですね、9番の移転事業の関係を所掌してございますので、説明をさせていただきます。

この庁舎の移転事業につきましては、旧庁舎から新庁舎へ移るに当たっての各種、例えばネットワーク回線の移設、光ケーブルの移設、そういったもろもろのものがございます。こういったものの執行残で約300万円の減額。残りが約600万円の減額がございしますが、これは、庁舎に防災Wi-Fi、これを今年度設置してございます。供用開始となりまして、通常時、今の平常時におきましては、住民の方々の利用に供するという状況になってございます。

この防災Wi-Fiでございますが、当初、この総務省の補助を受けて実施をするわけなんです、住民の方々が避難する、あるいは災害対策の事務局本部を置く部分だけが補助対象になるということで、我々が執務している通常の執務室等につきましては補助の対象というふうにならないというふうな制度の要綱になってございます。

ただ、そういった広く庁舎内全般を防災Wi-Fiのエリアとするために、単独費で事業費を計上しておりましたが、実施設計を電波調査等する中で、補助対象の設計で十分全庁舎内くまなく防災Wi-Fiを利用できるということが判りましたので、単独部分に係る事業費については減額をしたというようなこととなってございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） 失礼しました、8番の庁舎建設事業についてちょっと補足で説明させていただきたいと思っております。

この減額になった中の一つとして、外構工事その2の工事なんですけれども、こちらですね継続費で3年、4年ということで発注しておりましたけれども、まず3年度分の前金払いの請求がなかったことから、この部分が全額4年度に移行したことが生じまして、こういう多少ちょっと大きい金額になっていることとしております。

あと、設計変更で外構工事のその1工事からその2工事、冬期施工になるものですから、舗装工事だとかそういったことをその2工事に移行させた部分も含まれております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

鈴木康裕君。

○4番（鈴木康裕君） 同じページの企画費の11番、光回線加入促進事業200万減額で、かなり工事が遅れてるということで、まだ家にもWi-Fi回線のいつ付くというのがきてませんが、各市町村が独自にこの予算でいったというのは分かるんですけれども、大体ですね3月末、年度末現在、要するに新十津川町で想定していた普及率というのは何パーセントぐらいなんでしょうか。

○議長（笹木正文君） 答弁求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） それでは、ただいまの4番議員の質疑にお答えいたしますが、光回線の普及ということで、ご承知のようにNTT東日本が事業主体となって今年度まで事業を進めてございます。この事業は何としても令和3年度中に終了させるということで進んでまいりまして、先般のお話によりまして、今年度末をもって工事が完了するというようなお話をいただいておりますので、今年度末、今月末ですか、をもって町内の希望する方々のところへは光ファイバー網が整備されると。

ただ、実際のNTT東日本が光ファイバー網の一般の方々への回線の募集ということになりますと、もうちょっとタイムラグがございますので、この春から夏、初夏に向けてのことで募集、供用開始になっていくというふうに伺っております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

それでは、ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで、議会費から民生費までの質疑を終わります。

次に、76ページの4款衛生費から89ページの7款商工費までについて質疑を行います。

質疑はございませんか。

長谷川秀樹君。

○8番（長谷川秀樹君） それでは、お伺いいたします。83ページ、6款1項2目農業振興費の4番、次世代農業推進支援事業と、それから5番の農業次世代人材投資事業、このことについてお伺いいたします。

このことについては、スマート農業の実証試験と並行した中で、先進的に進んでるわけですけれども、ドローンの普及率なんかは全国でもナンバーワンじゃないかっていうような実績を残している事業ですけれども、そんな中で、ある程度ドローンが普及したのかっていうことかもしれませんけれども、ほかのトラクターの自動操舵とか、もろもろのことも含めた中で、特にトラクターの自動操舵装置というのか、それに対する実績っていうのをまずお聞きしたいのと、それからもう一つは、次世代人材投資事業が既成予算まるまるが減額になるっていうことで、当初予算の折には内容の説明があったんですけれども、ちょっと今あれなんで、もう一度この人材投資事業が実施できなかったっていうのか、満額減額になるっていうとこの内容を説明していただければと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） それでは、8番議員の質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、次世代農業推進支援事業、こちらなんですけど、自動操舵、トラクターに装着するガイダンスや自動操舵につきましては、令和3年度から4年度までの補助制度ということで開始いたしました。初年度であります令和3年度の実績につきましては、全部で9台、9件の助成がございました。そのうち、ガイダンスのみというのが4件、それから自動操舵、自動で運転ができるという装置を装着した方が4件、そして、受信機だけというのが1件で合計の9件でございます。

次に、5番の農業次世代人材投資事業、こちらにつきましては、5年目の助成事業とな

りまして、総進に就農されたご夫婦に対して経営が軌道に乗るまでの間ですね、国の補助を受けて、その同額を町の方から本人の方に交付するというような補助事業でございます。

こちらの制度は、前年度のその方の農業所得が350万円を超えた場合は、国からの助成金が交付されないというような制度になっておりますので、この方ある程度経営が軌道に乗っているというような方でございます。今回、平成3年度につきましては、最終年度となりますが、交付対象外というふうになったことによるものの減額でございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

4番、鈴木康裕君。

○4番（鈴木康裕君） 同じページの農業振興費2番、酒米粉活用研究事業ということで、130万円減額、今日配られました総合公社の資料によりますと、業務用が大幅に減って、売っている瓶については1,278本という報告がございますが、実際ですね、ちょっと見て高いなという感じはするんですけども、開発費とか特許料を抜かして、実際に作る原価に対して売価はどれぐらいの利益率があるのか、それをちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） 4番議員のご質問にお答えさせていただきますが、こちらの方、原価の方につきましては、総合振興公社の方で製造、販売しているものでございまして、その辺の詳細につきましては、総合振興公社の方で把握しているということで、我々行政の方は把握してございませんので、質問については控えさせていただきます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

それでは、ここで11時まで休憩いたします。

(午前10時45分)

---

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午前11時00分)

○議長（笹木正文君） 衛生費から商工費までの質疑を終わりました。

○8番（長谷川秀樹君） 議長、申し訳ないのですが、商工費までのところで質問させていただければと思いますが。

○議長（笹木正文君） はい、質問を認めます。

○8番（長谷川秀樹君） 地場産業振興費のページ89ページ、2番の奈良県・十津川村三者協定PR事業、このことについてですけれども、三者協定のあとに農産物であるとか特産品を中心に交流が進んできているわけですが、なかなか実績として思うような成果が上がってないのが現状だと思うんです。

そんな中で、町長は人と人の交流を大事にするというか、縁というか、そういったもの

を非常に大事にしている中でいろんな思いを持っているわけですが、この三者協定を生かした中で人事交流っていうか、そういったものをもっともっと深める、そういった方向も合わせて考えていただければなというふうに思うんですね。そんな中で、ちょっと町長の考えをお聞かせ願いたいなど、そんなふうに思います。

○議長（笹木正文君） ちょっと待ってください。

一応、項目の質問ですけども、町長がもし回答していただければということになりますけれども。

次の機会にいたしますか。

8番議員さん、今度またそういう内容の機会にということで、今日は産業振興課の管轄の三者協定のことなので、よろしいですか。

○8番（長谷川秀樹君） はい。

○議長（笹木正文君） それでは、そういういことをお願いをいたします。

これで、今の商工費を含めた質疑は終わりにいたします。

それでは、先ほど申し上げましたように、90ページの8款土木費から115ページの13款職員費までについて質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、村井利行君。

○2番（村井利行君） 91ページの事業ナンバー5番ですね、冬期除排雪事業1億6,123万7千円、3,000万円の補正がなされて1億9,100何がしになってますけども、これは、市街地の排雪2回だと思うんですけども、これに要した費用ですね、特に今年は降雪が少なかったのですけれども、ちょっと気温の関係で雪が融けづらかった関係がありまして、ちょっとそんな要望もありましたものですから、できれば3回なんて話もありますけれども、これお金がいくらあってもきりがないので、そうならないかと思うんですけども、排雪に要した費用ですね、幾らぐらいかかったのかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） 2番議員のご質問にお答えをいたします。

今回の補正の3,000万円ということでございますけれども、この排雪の経費について幾らくらいだということでございますが、今ちょっとですね、今回2回行いました、それで2回行った結果として、排雪だけの経費で言いますと、諸経費込みで約5,500万円ぐらいかかっております。

当初これは2回ほど設計では見ておりますけれども、今議員さんがおっしゃいましたように、今年はちょっと特徴的で、気温が低かったからか雪の減りが遅い状況が続いてました。そういったことで固かったり、量が多かったりということで、若干例年よりかは費用がかかっているものという判断をしております。

あと、3回目の話が出ましたけれども、こちらについては、状況を見ながら個別に対応させていただくっていう方法を取っていきたいと考えております。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

4番、鈴井康裕君。

○4番（鈴木康裕君） 95ページ、鉄道施設対策費で2,912万円の減額、当初1億かかるんでないかと思われたのが3,000万円ほどの大きな減額の理由は、物量的に少なかったのか、また、業者が作業になれてきたのか、その要因をちょっとお聞きかせ願いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） それでは、4番議員のご質問にお答えをいたします。

今回、JR札沼線撤去事業2,912万2千円の減額なんですけれども、こちらの大きな要因といたしましては、鉄道のレールを撤去する工事がありました。それで、当初、業務委託をかけている設計上ではですね、切断しながらぼんぼん取っていくということなんですけれども、その他にちょっとこちらの方で、そういった仕事をやっている実績のある業者さんにも問い合わせしてみたところ、積算上かなり安く効率的にやる方法が見つかったといえますか、そういったことができたものですから、こういった減額になったということの要因でございます。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

それではほかに質疑ございませんか。

3番、進藤久美子君。

○3番（進藤久美子君） 109ページの5款1項2目体育施設管理費の事業番号1番、そっち岳スキー場管理運営事業で17万2千円の減額をされておりますが、その内容についてちょっとご説明いただきたいと思います。

○議長（笹木正文君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいまの3番議員のご質問にお答えをいたします。

そっち岳スキー場管理運営事業の委託料17万2千円ですけれども、こちらにつきましては、ペアリフトの保守点検回数が減ったための減額となっております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

5番、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） ページ番号101ページ、学校管理費の事業番号1番の学校運営協議会活動支援事業ですけれども、今回、44万5千円の減額ということで、当初予算よりも半分以上減額ということになっております。このコミュニティースクール関係の予算が半分以上減額になったその内容を教えていただきたいのと、それによつての学校運営への影響があったのかなかったのか、その辺を教えていただきたい。と併せてですね、報酬が18万4千円すべて減額されておりますので、この内容もお聞かせいただければと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいまの5番議員のご質問にお答えいたします。

学校運営協議会活動支援事業44万5千円の減額ですけれども、当初、会議の開催回数の見込みより、コロナの状況によりまして会議開催ができなかったため、それが要因で減じる費用となります。



また、報酬18万4千円の減額ですけれども、それも開催回数が減ったことによります減額となっております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） 失礼しました。会議が減っていることによる影響等につきましては、少なからず開催はできております。その際に校長から学校の運営状況ですとかを委員の皆さまにご報告をし、また、学校でやっていただきたいこと、地域にお願いしたいことを、まずその際にもお願いをしております。

また、今後、次年度の学校経営計画、運営方針につきまして、委員の皆さまにお諮りをして、承認をいただくと。会議を開催できればと思っておりますが、コロナの状況もございますので、できない場合は、書面にて開催をとということで考えております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

はい、もう1点。

○5番（小玉博崇君） さきほど非常勤特別職の報酬が全額減額されているっていうことは、今説明であったように、会議が減ったためというお話だったんですけども、まるっきりなかったということで認識しているのか、これまるまんま報酬が全額減額されてると思うんですが、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） 5番議員のご質問にお答えいたします。

会議の開催回数は確かに減っております。いまほどの全額かどうかという部分につきましては、申し訳ございません、後ほど詳細を調べましてご報告をさせていただきたいと思っております。すいません、以上です。

○議長（笹木正文君） 後ほどということで、いいですね。5番議員、いいですか。

○5番（小玉博崇君） はい、いいです。

○議長（笹木正文君） それでは、後ほど報告していただきます。

ほかに質疑ございませんか。

それでは、今の件どうぞ。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） 5番議員のご質問にお答えをいたします。

補正予算資料上18万4千円減額となっておりますけれども、申し訳ございません、予算現額につきましては38万8千円計上してございまして、執行見込み20万4千円となっております、その差による18万4千円の減額となっております。失礼しました、以上でございます。

○議長（笹木正文君） いいですね。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） それでは質疑なしと認めます。

これで、土木費から職員費までの質疑を終わります。

以上で、議案第7号について質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算第10号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第8号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第7、議案第8号、令和3年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、令和3年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第9号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第8、議案第9号、令和3年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより議案第9号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第9号、令和3年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第10号の質疑、討論及び採決

- 議長（笹木正文君） 日程第9、議案第10号、令和3年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより議案第10号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第10号、令和3年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第11号の質疑、討論及び採決

- 議長（笹木正文君） 日程第10、議案第11号、令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第25号の内容説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第11、議案第25号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第25号、工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

1、契約の目的、ふるさと公園整備事業水景・遊戯施設土木主体工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、工事場所、新十津川町字総進。

4、契約金額、金2億6,697万円。

5、契約の相手方、遠藤・新十津川建設運輸特定建設工事共同企業体。代表者、樺戸郡新十津川町字中央39番地38、株式会社遠藤組、代表取締役、那須和人。構成員、樺戸郡新十津川町字中央41番地26、株式会社新十津川建設運輸、代表取締役、三戸正志。

裏面に参考資料といたしまして、指名業者名などを記載しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

なお、履行期限は、令和4年12月30日までとなっております。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第25号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第26号の内容説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第12、議案第26号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第26号、工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

1、契約の目的、ふるさと公園整備事業休養・便益施設建築主体工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、工事場所、新十津川町字総進。

4、契約金額、金1億5,840万円。

5、契約の相手方、久保田・櫻井特定建設工事共同企業体。代表者、樺戸郡新十津川町字中央530番地1、株式会社久保田組、代表取締役、久保田哲也。構成員、樺戸郡新十津川町字弥生31番地6、株式会社櫻井板金、代表取締役、櫻井智廣。

裏面に参考資料といたしまして、指名業者名などを記載しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

なお、履行期限は、令和4年12月12日までとなっております。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第26号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

予算案及び条例案審査のため、3月18日の予算審査特別委員会が終了するまで、本会議を休会いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、3月18日の予算審査特別委員会が終了するまで、本会議を休会することと決定いたしました。

3月18日は、予算審査特別委員会終了後に本会議を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれで散会といたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時25分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

## 令和4年第1回新十津川町議会定例会

令和4年3月18日（金曜日）

午後2時00分開会

### ◎議事日程（第4号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
（質疑、討論及び採決）
- 第3 議案第15号 新十津川町暴力団排除条例の一部改正について  
（質疑、討論及び採決）
- 第4 予算審査特別委員会審査報告
- 第5 議案第13号 新十津川町ふるさと応援基金条例の一部改正について  
（討論及び採決）
- 第6 議案第14号 新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正について  
（討論及び採決）
- 第7 議案第16号 新十津川町中小企業者応援条例の一部改正について  
（討論及び採決）
- 第8 議案第17号 新十津川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付条例の一部改正  
について  
（討論及び採決）
- 第9 議案第18号 新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部改  
正について  
（討論及び採決）
- 第10 議案第19号 令和4年度新十津川町一般会計予算  
（討論及び採決）
- 第11 議案第20号 令和4年度新十津川町国民健康保険特別会計予算  
（討論及び採決）
- 第12 議案第21号 令和4年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算  
（討論及び採決）
- 第13 議案第22号 令和4年度新十津川町下水道事業特別会計予算  
（討論及び採決）
- 第14 議案第23号 令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算  
（討論及び採決）
- 第15 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について  
（質疑、討論及び採決）
- 第16 発議第1号 ロシアによるウクライナ軍事侵攻に抗議する決議
- 第17 閉会中委員会所管事務調査申し出について



◎出席議員（10名）

2番	村井利行君	3番	進藤久美子君
4番	鈴井康裕君	5番	小玉博崇君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
10番	安中経人君	11番	笹木正文君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
会計管理者	内田充君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	長島史和君
保健福祉課長	坂下佳則君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小松敬典君
建設課長	谷口秀樹君
教育委員会事務局長	鎌田章宏君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	窪田謙治君
--------	-------

---

◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） 皆さん、お疲れさまです。

ただいま出席している議員は10名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

（午後 2 時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、8番、長谷川秀樹君。9番、長名實君。兩名を指名いたします。

---

○議長（笹木正文君） 日程第 2 に入る前に、これから提案されます議案第12号及び議案第15号の案件につきましては、3月10日の定例会議で提案理由並びに内容の説明を終わっております。

よって、ただちに質疑に入りますので、よろしく願いいたします。

---

◎議案第12号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第 2、議案第12号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第15号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第3、議案第15号、新十津川町暴力団排除条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、新十津川町暴力団排除条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎予算審査特別委員会審査報告

○議長（笹木正文君） 日程第4、予算審査特別委員会審査報告を行います。

令和4年度予算に関連する条例改正並びに一般会計予算ほか4特別会計予算につきましては、3月10日の定例本会議におきまして、予算審査特別委員会に審査を付託してございますので、審査結果の報告を予算審査特別委員会委員長からお願いをいたします。

予算審査特別委員会委員長、長谷川秀樹君。

〔予算審査特別委員会委員長 長谷川秀樹君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（長谷川秀樹君） 議長のご指示でございますので、予算審査特別委員会から審査報告を申し上げます。

3月10日の定例本会議において、本委員会に付託されました議案第13号、新十津川町ふるさと応援基金条例の一部改正について。

議案第14号、新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正について。

議案第16号、新十津川町中小企業者応援条例の一部改正について。

議案第17号、新十津川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付条例の一部改正について。

議案第18号、新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部改正について。

議案第19号、令和4年度新十津川町一般会計予算。

議案第20号、令和4年度新十津川町国民健康保険特別会計予算。

議案第21号、令和4年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算。

議案第22号、令和4年度新十津川町下水道事業特別会計予算。

議案第23号、令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算について、審査を終えましたので、新十津川町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

審査の経過でございますが、付託された10件の議件を令和4年3月15日から18日にわたり所管課長等の説明を受け、審査を行いました。

審査の結果、すべての議件において原案可決すべきものとして決定をいたしました。

以上、報告といたします。

○議長（笹木正文君） 報告を終わります。

---

○議長（笹木正文君） 日程第5に入る前に、これから提案されます議案第13号、議案第14号及び議案第16号から議案第23号までの案件につきましては、議長を除く9名による予算審査特別委員会で審査したものであります。

したがって、委員長報告に対する質疑を省略し、ただちに討論に入りますので、よろしくお願いたします。

---

#### ◎議案第13号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第13号、新十津川町ふるさと応援基金条例の一部改正についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、新十津川町ふるさと応援基金条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第6、議案第14号、新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第16号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第7、議案第16号、新十津川町中小企業者応援条例の一部改正についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、新十津川町中小企業者応援条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第17号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第8、議案第17号、新十津川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付条例の一部改正についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、新十津川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第18号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第9、議案第18号、新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第19号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第10、議案第19号、令和4年度新十津川町一般会計予算を議題といたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（笹木正文君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第19号、令和4年度新十津川町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第20号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第11、議案第20号、令和4年度新十津川町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（笹木正文君） 着席下さい。

起立多数です。

したがって、議案第20号、令和4年度新十津川町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第21号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第12、議案第21号、令和4年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（笹木正文君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第21号、令和4年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第22号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第13、議案第22号、令和4年度新十津川町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（笹木正文君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第22号、令和4年度新十津川町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第23号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第14、議案第23号、令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（笹木正文君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第23号、令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（笹木正文君） 日程第15に入る前に、これから提案されます議案第24号の案件につきましては、3月10日の定例本会議で提案理由並びに内容の説明を終わっております。

よって、ただちに質疑に入りますので、よろしく願いいたします。

---

◎議案第24号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第15、議案第24号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

---

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第16、発議第1号、ロシアによるウクライナ軍事侵攻に抗議する決議を議題といたします。



提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

7番、西内陽美君。

〔7番 西内陽美君登壇〕

○7番（西内陽美君） 議長からご指示をいただきましたので、今ほど上程されました発議第1号、ロシアによるウクライナ軍事侵攻に抗議する決議の内容説明をいたします。

提出者、賛成者につきましては、記載のとおりであります。

ロシアによるウクライナ軍事侵攻に抗議する決議。

このことについて、新十津川町議会会議規則第14条の規定により、提出するものでございます。

皆さまご承知のとおり、ロシアによるウクライナ侵攻開始から3週間が経過し、一般市民への被害が増え続けております。

この侵攻に対して、すでに国内外から多くの非難、抗議の決議がなされており、この度、北海道町村議会議長会においても抗議の決議がなされ、本町議会に対しましても決議の要請があったことから、趣旨に賛同し、決議案を提案いたします。

裏面に、決議文が記載してございますので、お目通しいただくことをお願いし、発議第1号の内容説明といたします。

議員各位のご賛同をいただきたく、よろしく願いいたします。

○議長（笹木正文君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、発議第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、ロシアによるウクライナ軍事侵攻に抗議する決議は、原案のとおり可決されました。

---

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（笹木正文君） 日程第17、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さまのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75

条の規定に基づき申し出がございましたので、これを許可したいと思います但異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。

---

#### ◎町長あいさつ

○議長（笹木正文君） ここで町長から発言を求められておりますので、発言を許します。町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） 議長のお許しをいただきましたので、令和4年第1回定例議会終了に際し、一言お礼の挨拶をさせていただきます。

まずは、3月9日の定例会開会から本日まで10日間にわたる第1回定例会、大変お疲れさまでございました。

補正予算並びに新年度予算さらには関連条例など23の議案を上程させていただき、全議案を原案どおり可決決定いただきましたことに感謝とお礼を申し上げます。

ありがとうございました。

さて、今年度を振り返りますと一昨年に引き続き、コロナ禍に振り回された1年であったと思います。現在も蔓延防止期間であります。22日には国内全域において解除する方針が示されているところであります。しかしながら、基本的なことでありますマスク、手指消毒や密にならないなどの対応をしっかりと行い続けることと、ワクチン接種が重要であると考えております。

現在、行政報告で申し上げましたが、65歳以上の町民に対して3回目のワクチン接種を実施しております。議員並びに監査委員各位の中でも接種済みの方もいるのではないかと推察をいたします。

今後におきましては、町民の皆さまの健康と命を守るべく政府や北海道と連携の上、引き続き、できる対応を迅速に取り進めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年5月に新庁舎に入り、新議場では第2回定例会からスタートし、この度の第1回定例会で一巡することになりますので、新議場において1年分の歴史を紡いだこととなります。

令和4年度は新たな第6次の総合計画のスタートの年を迎え、目指すまちの将来像は、新十津川の頭文字を使って、「新たな未来へ ともに歩もう つながる絆 かわらぬ自然と笑顔のまち」であります。

この度は第6次総合計画の目指すまちの将来像に向けた、令和4年度の計画たる予算を審議いただいたところであり、原案どおりに予算案を可決いただきましたので、その進む

べき目標を議員各位と共有できたと認識をしております。今後、目標達成に向けて、議員各位のご支援、ご協力方よろしくお願いを申し上げます。

実は、プレスリリースの関係から行政報告で申し上げられなかったことが一つございまして、この機会に報告をさせていただきます。

お米シロップ利用のパンの発売であります。今までセコマで2回期間限定での発売をしておりましたが、この度は道内の製パン会社で継続的なパン発売が可能となりました。

今まで品目としてありました道産米粉利用のクロワッサンに新十津川お米シロップ活用のパンとして4月から農協などで発売されますので、議員各位も購入をしていただくとともに、PR、宣伝をしていただければ幸いです。

執行方針の結びに、「縁(えん)尋機(じんき)妙(みょう)」という言葉に触れさせていただきました。実は、これに続く言葉がございます。それは、「多逢聖因(たほうしょういん)」です。良い人に交わっていると、よい結果に恵まれるという意味であります。

今年一年良い結果に恵まれるよう、議員各位のご支援、ご協力を重ねてお願いを申し上げます。

結びになりますが、議員各位に深いご理解をいただき第1回定例会に上程させていただきました全議案を原案どおり議決いただきましたことに、改めて、感謝とお礼を申し上げますとともに、令和4年度が町民の皆さまにとっても、町にとっても、多逢聖因、すばらしい一年となるよう心よりご祈念申し上げ、第1回定例会終了に当たってのお礼の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

---

#### ◎議長あいさつ

○議長（笹木正文君） それでは、私からも一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

例年、第1回定例会は、時節柄、我々議会関係者にとりまして待ち遠しい春を予感させてくれる節目でもあります。

しかし、今年は1月からオミクロン株により急増に転じたコロナ感染の第6波で、社会の活動が停滞し、また、2月には、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻で世界中が震撼し、また、一昨日には3.11の東日本大震災を思い起こすような震度6強の地震が宮城県、福島県を再び襲いました。

そして、我々議会内でも、1月にはかけがえのない同僚の井向議員が病魔に倒れ帰らぬ人となりました。改めて、御冥福をお祈りいたします。

これらの事案を考えますと、残念ながら2022年は、平穏な春の訪れとは言えないスタートになったのかなというそんな気がしております。

今回の第1回定例会は、昨年、一昨年と同様、今回を含め3年連続のコロナ対応で変則的な議会対応を余儀なくされました。

そのような中、本定例会は、新十津川町第6次総合計画の元年として、また、我々議員任期4年間の最終年度の予算審査を行う定例会として、思いを強くして臨んだ第1回定例会でもありました。

特に、予算審査特別委員会では、委員が事前に予算審査に向けて勉強会を開き、疑問点や内容を精査し、お互い意見交換を行い、共通認識をもとに予算審査に臨んだことは、今

までにない試みで、結果、多くの質問が飛び交いました。

その中で多岐多様な質疑に対して、丁重な答弁で対応していただいた町管理職職員、また、議事進行に配慮いただいた予算委員長にも深くお礼を申し上げたいと思います。

我々議員は、現在コロナ禍で通常の研修ができない分、議員としての資質向上に重きを置き、議会のあるべき姿を求めて、残る任期もチーム議会として研鑽を積んでいきたいというふうに考えております。

今後は、本定例会で可決した新年度予算を着実に執行し、コロナ禍に影響されない町内経済を保持し、人と人とのつながりを大切にして、全町民の生活が平穏で豊かになることを切に願うところでございます。

今定例会は、予算審査特別委員会を含む10日間という長い日程になり、本当にご苦労さまでございました。

終わりに、町理事者、管理職及び職員の皆さま、監査委員、そして、議員の皆さまに感謝を申し上げまして、お礼の挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、これで会議を閉じます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和4年第1回新十津川町議会定例会を閉会いたします。

本当に長い間、大変ご苦労さまでした。

(午後2時34分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員